

# 第117回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和6年6月13日(木曜日)

出席議員  (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (1名)	1番	大 村 隼		
		※午後4時35分から早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	坂口純大		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	笹谷一博
	情報政策課長	時政典孝	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	平井誠悟	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	三浦秀忠	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1．一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1．一般質問

議長（千種和英君） 日程第1は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡きぬゑ議員。

[13番 平岡きぬゑ君 登壇]

13番（平岡きぬゑ君） おはようございます。13番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、佐用町非核・平和の町宣言の具体的取組と妊産婦医療費助成制度実施を求めるの2項目について、質問を行います。

この場からは1項目目、佐用町非核・平和の町宣言の具体的取組についてを質問いたします。

今年、3月議会で佐用町非核平和宣言が行われ、兵庫県は42の県市町の全ての自治体が宣言を行いました。また、「核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させること」を目的とした平和首長会議にも全ての自治体が参加、加盟しています。

住民の命と安全を守ることを旨とする町として、住民の中に、平和への思いを広げ、被爆体験を継承し、核兵器廃絶の世論を大きくしていくことが、世界から核兵器をなくしていく大きな力になることは間違いありません。「戦争する国づくり」でなく非核平和の町としての具体的な取組について伺います。

(1)、日本非核宣言自治体協議会は、具体的な非核平和施策について、研究・交流を自治体の連携した取組として行っております。佐用町も参加を検討してはどうでしょうか。

(2)、南光ひまわりドーム横の庭には、日本非核宣言自治体協議会20周年記念植樹のクスノキとアオギリが2003年に植樹され大きく成長しています。これまでも老朽化した看板の整備を求めてきましたが、現在、どのようになっていますか。

(3)点目、全国各地で、中学生の広島・長崎派遣や原爆展、映画会の開催、被爆体験を聞く会など非核平和行政を積極的に行っている自治体が多くあります。佐用町での具体的な取組を求めます。

(4)点目に、核兵器の使用と威嚇を禁止する規範として成立した核兵器禁止条約が核保有国の手をきつく縛っています。そして、禁止条約締約国会議で、核兵器禁止条約の条文にもとづく取組として、条約6条と7条に定められた被爆者と核実験被害者への支援、環境修復の活動が議論され、被爆者への聞き取りが開始されています。唯一の戦争被爆国である日本政府の対応が問われています。日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めるべ

きではないかと、私は思います。町長の見解をお伺いいたします。  
よろしくご回答お願いします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めて、おはようございます。

今日も外は真夏日になるようではありますが、昨日から引き続いて、一般質問、5名の方からのご質問に、それぞれ、順次お答えさせていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは、今日、最初の平岡きぬゑ議員からのご質問であります、まず、1点目の佐用町非核・平和のまち宣言の具体的取組について、お答えをさせていただきます。

まず、我が町佐用町は、平和な町であります。「佐用町非核・平和のまち宣言」につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻やパレスチナ紛争など、今、まさに世界各地で多くの人々が戦争などによる深刻な脅威に晒されているなか、美しい郷土である佐用町ひいては美しい地球を後世に引き継ぐことが私たちの責務であることから、世界の人々の平和への祈りをこめて、令和6年3月議会において、この宣言を行ったところでございます。

このことにつきましては、以前から再三にわたってお伝えをさせていただいておりますとおり、私自身の基本的な考え方は、宣言前と、また、宣言後、これまでとは何ら変わっておりません。この宣言をもって、直ちに、何か、特別な取組を行なうということはないということ、前提として、お答えさせていただきます。

まず、1つ目の日本非核宣言自治体協議会への参加を検討してはどうかということでございますが、これは、議案を上程した際にもお示しをさせていただいたとおり、非核・平和宣言を行うまでもなく、世界平和は当然のこととして捉えておりましたが、平和な世界が脅かされている状況に鑑み、世界平和を希求する証しとして宣言を行ったものでございます。

一方で、核兵器廃絶への取組や、我が国の平和と独立は、日本という国家全体としての大きな責務であり、基礎自治体の協議会への参加は、県内においても4市町しかしていない状況において、佐用町がこれに参加し、特別な行動をとるといったことは検討をいたしておりません。

次に、2つ目の老朽化した記念植樹看板の整備について、対応を求めるということでございますが、平岡議員は、まだ、見ていただいているのでしょうか。議員におかれましては、この南光スポーツ公園の記念植樹を、平和への取組に対する象徴的な場所として、以前より大切にされてきたとおっしゃっておりましたので、このたび、公園の管理の一環として、看板についても、その更新を、今年度事業として、今年度の事業計画の中で行うように指示をさせていただいておりますが、本年4月に兵庫県土建一般労働組合姫路支部佐用分会のご協力を得まして、これは既に完了をいたしております。

この経緯について、少しご説明を申し上げますと、整備費用を令和6年度予算に、公園の管理費として、の一環として計上し、それぞれ整備の準備も進めていたところ、同協会より佐用町内において作業ボランティア実施の申出があり、依頼箇所を検討した結果、この記念植樹看板の整備と笹ヶ丘公園の遊具の安全対策をお願いしたところであります。

看板整備の内容は、木製支柱の撤去後、コンクリートの基礎と新たなアルミ製支柱を設置していただき、町が別途発注したアルミ複合版プレートの取り付けを行っております。

同会の皆様のご厚意により、事業費の軽減を図りつつ耐久性のある看板を設置すること

ができましたことを、改めて、土木協会の皆さん方にお礼を申し上げたいと思います。

平岡議員におかれましても、また、ぜひ整備した看板について、見ていただければと思います。

次に、3つ目の非核平和行政の具体的な取組を求めるということについてであります、これも以前から申し上げておりますとおり、私の考えが変わったから「非核・平和のまち宣言」を行ったわけではございませんので、この宣言を機に直ちに何か新たな事業を行うということではなく、従前から行っている事業に引き続き取り組みながら、その時の情勢に合わせて必要な取組を行っていくということが大切であるというふうに考えております。

町では、平和首長会議に加盟しており、昨年度姫路市で開催された平和首長会議加盟都市会議に副町長が出席したほか、各小中学校においては、学習年次に合わせて、道徳・国語・社会科等の時間に平和について考える学習を行っていることはもとより、平和をテーマとする様々な体験学習や調べ学習を行っているほか、長崎への修学旅行や姫路市平和資料館への校外学習等も実施いたしております。

そのような様々な学習を通して、町においても「非核・平和のまち宣言」を行っていることを、次代を担う子供たちに、しっかりと伝え、想いを共有してまいりたいというふうに考えております。

最後に、4つ目の国への核兵器禁止条約への批准の要請ということでございますが、前回のご質問の際にも申し上げましたとおり、誰もが、核兵器や戦争をなくさなければならないという平和への願いを持っていることは、当然のことであるというふうに、私は考えております。

しかし、これにつきましても、以前からの繰り返し申し上げますとおり、条約の批准などは、一首長が働きかけを行う場ではないと思いますし、何よりも、条約の批准は我々国民の投票によって選ばれた国会によってなされるものであります。この核兵器禁止条約は核保有国の参加も得られず、現実の国際社会における安全保障の観点を踏まえて作成されたものとは言えないと国会においても答弁されております。この条約を批准しないことについては国会の政治的な判断であり、一首長が批准を促す立場ではないと思いますので、国へ、これを働きかけるという考えは、これまで同様ございません。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君）                      平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君）                      町長自身の、その平和に対する考え方が変わったわけではなく、その3月議会で佐用町として宣言をすることで、事実上、その兵庫県下では最後の自治体ということになりました。いろいろ考え方がありますがけれども、最後に宣言をしたということで、ぜひ、それにふさわしいと言ったらあれですけれども、取組を具体的に分かりやすい形で、町民に対しても、私は、明らかにしていくことが大事ではないかと思います。

で、具体的にお尋ねした、ひまわりドーム横の庭の、先ほど、ご回答いただきましたけれども、看板の整備については、この通告を出した午後にはですけれども、現地確認して、整備ができていることは確認しました。

長いこと、長年にわたって要求はしてきましたけれども、なかなか整備ができていないということで、新年度の予算も、公園整備の中の費用の中の一部だったので、具体的な看板整備という形で予算計上されているわけではなかったのも、見落とししたのかとは思いますが、そういう経過の中で、整備されたことに対しては、私は、よかったなと思っ

ているので、私も含めて、知る人は知っているがというような形の周知ではなくって、せっかく、そういうことが行われたということについて、いろいろ手段があるかと思えますけれども、町民にも広く知っていただく、そういうことが必要だと思うんですけど、例えば、広報でありますとか、そういうことで、お知らせしていくとか、何か動きがあってもいいのではないかと思います。せっかく取組まれたのでありますので、それも、もしお考えがありましたら、その点、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 平岡議員も、この質問の前に、事前に、その整備したものをいただいているのであれば、当然、この質問の中で、そのことにも触れていただければと思いますけれども、全く、そういうことを無視してと言いますか、ないというものの中で、こう質問をされておりますので、平岡議員も、これずっと毎年、ここで何か集会をしたり、そういう平和の取組なんか、ここの場所はしているんだというようなことを、前、言われたことがあるのではないかと思いますけれども、そういう場所として、平岡議員の議員活動の中でも、そういうふうな取組をしていただければと思いますけれども。はい。

公園の整備とか、そういう一環ですから、特別に、新たにつくったものではありません。はい。

見ていただいたとおり、でも、きちっとした、ある程度、今までの木製で非常に壊れやすい状態でした。私は、以前から、それだけ大切にされるのであれば、それを植えられた方、また、それを育てて管理された方々、そういう方々が、どれだけ、やっぱりここに、その思いを込めて管理なり、これを育てておられるのか、そういうところが、あまり見えませんでしたので、そのへんは、どうなのかなという疑問も持っておりました。はい。

まあ、公園の整備ですから、たくさんの方が、あそこは来られるところですから、そういうことは、議員のほうからも皆さんにお知らせいただければと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） せっかくしていただいたので、このクスノキ、アオギリ、それぞれ長崎と広島の被爆した樹木を、苗木を植えたということで、集会をすとかでなかったんですけど、具体的に、その苗木が、ちゃんと成長するように、見守るということで、草取りであるとか、そういうことをしていったって、しっかり大きくなるということを確認できたら以降は、別に特別なことはしていなくて、自然に大きくなっているというような状況ですが、ただ、看板については、年数がたつことによって、非常に見えづらいものになっていましたので、そういう整備を、象徴として、現地に行かなくても、身近なところで、そういった樹木があるんだということを周知していくことというのは、私も思いますが、町としても取組の1つとして、具体的なものとして考えていったらいいかなと思いましたので、提案させていただきました。

あと、全国各地での取組の点についてなんですけれども、学習として、教育活動の中で修学旅行であるとか、姫路の資料館ですか、そういったものについて、取組をされているということで、これらも、これからも、私も注目していきたいと思いますが、そういった取

組も合わせて、そういう宣言をしたことについて、特に特別なことを要求しているわけではないんですけれども、区切りでもありますので、そういった具体的な取組が、町として考えがあったらお聞かせいただきたいなと思いました。

今のところないということなのですが、ぜひ市民団体では、いろんな取組をしておりますので、連携した形になるといいなと思います。

これは今後の課題として回答を求めるものではありませんが、町民の中には、いろいろな働きかけをされています。

で、具体的に、もう1点、お伺いしたいのが、国際的な禁止条約、締約国会議で禁止条約が具体的な発動することによって、その条約の6条と7条に定められている被爆者と核実験被害者に対する支援、そうしたことについて、具体的な国際的な動きがあるんですけど、佐用町の場合、前回お尋ねした時もそうでしたけれど、実際、町内、高齢になっておられると思いますが、被爆者の方の具体的な実態というのは、町としては、実態はつかまれているんでしょうか。あれから、同じことを尋ねますけれど。その時は、分かりませんでしたとの回答だったんですが、現状もそうなんですか。伺います。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） 前回と把握の状況といたしましては、変わりありません。

それで、厚生労働省のホームページの中に、手帳の保有者というのは公表がありまして、これにつきましては、兵庫県下のみ公表ということになっておりますので、具体的に佐用町でどうなのかというのは、把握はしておりません。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 県段階での実態をつかまえてということになるので、いろいろな取組をしようと思ったら、兵庫県全体で、そういう取組というか、被爆された方への支援の関係も、まだ、未だにこぼれているというか、把握できていない実態もあるというふうに伺っているので、そうした内容などについては、町としては、関わりは一切、今からも、考え、求めようという考えはないのか。どうか。

かつては、被爆者の、佐用町で被爆者の会というのもありましたが、その組織そのものも運営していく上で、高齢になったということで、組織もなくなっているというふうには聞いておりますけれども、このまま、消えていくというたらあれですけども、大事な問題ですから、そういうことについて、今一度、厚生労働省の、その手帳の交付の状況だけで、一切、被爆者の関係については、行政としては、つかみようがないんでしょうか。伺います。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 正式な名称は、私も記憶しておりませんが、今、おっしゃられた被

爆者の会のようなものが、佐用町にも過去にあったようには記憶しております。

と言いますのも、先般、佐用町職員組合の青年部の方たちが中心になって、議長にもご出席をいただきましたが、反核平和の火リレーということで、そういう思いを伝えるリレーを実施されました。

私、まだ、若い頃に参加したこともございますが、その場に、被爆者の会、名称は異なるかもしれませんが、その方の代表の方が、過去には、そこで参加をしていただいていたように記憶しておりますが、いつ頃なのか分かりませんが、おそらく会が消滅されたのか分かりませんが、その参加もなくなっておるところでございます。

つけ加えますと、先ほどの非核・平和の町宣言とかも、これを契機に新たな取組、大きな取組を何か始めるということはないというのは、町長が申し上げたとおりですけれども、例えば、その反核平和の火リレーの時に、せっかく宣言したものですから、そういった、宣言文を、その時に、みんなで唱和して、平和の思いを新たにすると、そういうような、この宣言の活用というのも、今年度から始めたところでございます。

その被爆者の手帳のことですけれども、おそらく町のほうには、この担当というものがないというふうに、私のほうは認識しております。町が、被爆者の方たちに、直接、何か支援をしている。援助をしているという制度がないからこそ、町のほうが、まず、把握はできていないというか、そういう情報も下りてきていないんだと思います。

ここは、やはり、国、県という、この役割分担の中で、やはり、これ、県なのか国なのか分かりませんが、そういう発行されているところが、支援の体制というのは取っておられると思います。

なので、必要があれば、必ず町のほうにも、そういったことが下りてくると思いますので、そこは、現状では、国県で、どちらかなのか、ちょっと私は存じ上げませんが、対応されているというふうに、認識しております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 核兵器禁止条約に対して、町長の先ほど、最後の質問ですけれども、唯一の戦争被爆国である日本政府の対応が世界的に注目されている中で、1自治体の首長が国に対して言う話ではないというお答えではあったんですけれども、禁止条約そのものが、国際的な協働を発展させるという、その中心になって参加をしていく、日本政府が参加できるように、下からの盛り上げというか、働きかけが重要だと思います。そういう意味では、大きなことではなくて、平和について、考えていく機会を設けていくこととか、ぜひ、いろいろ取組を既にされてはおりますけれど、改めて、また、8月には、非核宣言についても、改めて考えていくような時間を取っていかとか、そういうことも、ぜひ、今までの上に考えて、意識的に取り組んでいただきたいということを要望して、この件については終わります。

2つ目に質問します。

妊産婦医療費助成制度実施を求めるという項目で、質問を行います。

佐用町は、少子化が急速に進んでいます。子供を産み育てやすい町にするために、妊産婦医療費助成制度の実施を求めて町長の見解をお伺いします。

現在、佐用町は乳幼児医療制度、ゼロ歳から18歳まで無料化が行われ、子育て支援として、大変喜ばれています。

これまで、出産は病気でないので保険診療はないと、私どもは言われ、そのような認識

でしたが、平成 30 年 12 月、成育基本法で、妊娠期から切れ目のない支援の推進が法律として成立し、妊産婦医療費助成制度を全都道府県に設置し普及することを日本産科医会が呼びかけています。そして、2023 年 6 月現在で、この実施している自治体は 178 に、まだ、とどまっております、近畿では和歌山県のみで 2 自治体という状況です。

そこで、お伺いします。

(1)子供を産み育てやすくするために、制度実施を兵庫県に働きかけをしていただきたい。

(2)つ目に、妊娠中の口腔衛生管理は特に重要で、産婦人科以外で、歯科の受診が高い傾向との指摘もあります。治療費の心配をせずに歯科にかかりやすくすることが必要だと思います。その対策を求めて質問とします。よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、平岡議員からの 2 つ目のご質問であります妊産婦医療費助成制度実施を求めるといことにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、初めに、成育基本法についてご説明を申し上げますが、成育基本法は、平成 30 年に成立し、令和元年 12 月に施行され、「成育過程にあるもの及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」であり、成育医療等基本方針の基、妊娠期に始まり、小児期、思春期を経て成人に至る一連の成育過程において、子供たち一人一人の健やかな発育を目指し、個別の医療のほか、公衆衛生学的な観点や、教育、福祉等の幅広い分野において子ども・子育てのサポートをより一層推進することを目的とされたものでございます。

(1)点目の子供を産み育てやすくするために、制度実施を兵庫県に働きかけをされたいということについてでございますが、結論から申し上げますと、国や他市町の動向を注視してまいりますが、今の段階では、医療費助成制度というものは考えておりません。佐用町において、妊娠届をされた妊婦さんのうち、妊娠中に医療保険を利用された方は、把握しているもので既往疾患を含めて約 30%あります。現在、佐用町では、妊娠届があれば、保健師や管理栄養士が面接し妊婦の状況に寄り添って相談に応じ、必要なサポートを継続的に実施しております。

経済的な支援として、出産と育児応援金をそれぞれ 5 万円、妊婦健康診査に対して 14 回分、9 万 8,000 円分の助成券を支給しております。

また、5 月 21 日に政府が明らかにした記事によりますと、令和 8 年度から正常分娩での出産費用に公的医療保険を適用し、自己負担を求めず経済的な負担を軽減する方向で検討に入るといふふうにされております。

次に(2)点目の妊娠中の口腔衛生管理は特に重要であり、歯科の受診が高い傾向との指摘があり、治療費の心配をせずに歯科にかかりやすくする必要があるので対策を求めるといことについてでございますが、妊娠時には、食生活の変化やつわりの影響でむし歯ができやすくなりますし、ホルモンのバランスが乱れて妊娠性歯肉炎になりやすいとも言われております。(1)点目のご質問と同様に現状では、医療保険を利用して、受診をしていただくこととなります。妊娠届の時に実施しているアンケートによりますと、約 43%の方が普段から定期的に歯科診療をされており、妊娠時には、ほとんどの方が治療を終了しておられるということが分かっております。

また、佐用町では妊娠届の折に、町内の歯科医院等において健診を無料で受けることのできる妊婦歯科健診助成券を発行しております。安定期である妊娠 5 か月から 7 か月くら

いで受診して、必要であれば治療を受けて出産に向けて準備を整えていただいております。

普段からの定期受診と助成券ご利用数を合わせれば、妊婦さんの7割から8割の方が口腔内の衛生管理をされており、意識の高さがうかがえるところであります。

今後も、乳幼児期から高齢者まで、全ての世代において、歯と口腔内の健康を保つため正しい知識や定期受診、及びかかりつけ歯科医を持つことの大切さを周知して、加えてマタニティ教室や妊娠届の折にも啓発をしてまいります。

妊娠期を妊婦も赤ちゃんも健康的に過ごし、無事に出産を終え、子供が成長していくために、学校との連携事業「いのちの授業」を含め、妊娠期の各事業や産後ケア事業など、行政や地域の伴走型支援を継続してまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対する答弁といたします。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 制度実施についてなんですが、現在、佐用町の出生数というか、子供さんが生まれた人数は、一番新しいと、私が見ているものでは71人。令和元年度の町のいろいろ計画書の中を見る限りでは71人。最近は、これ以上に増えてはいないと思うんですけど、そういうことで、いわゆる対象者が限られた少人数であるので、取組としても、取り組みやすいとか、費用的にも、そんなに町の負担が大きくなるということではないので、非常に取組やすいとは思ったんですけども、そこで、子ども・子育て支援事業計画の中で、37ページに、妊娠の関係の人数が紹介されているところなんですが、今、町長のほうが説明していただいた、妊娠・出産の時の支援について、この説明の、計画の中の内容を説明していただいたかと思うんですけど、妊産婦さんの健康診査については、確かに、必要な回数、そういう券が発行されて、助成されていることは承知していたんですけど、健診を受けて、その結果、治療が必要になるというケースは、ほとんどないようにもお伺いしましたが、ただ、ゼロではないので、医療保険が必要になる方も3割ですか、あるというふうに、今、お答えの中で聞きましたが、間違っていたら訂正してください。医療保険を必要とする方に対して、このたびの質問は、その方に対して、乳幼児医療、生まれてからの医療費が必要にならないように、生まれる前、マイナス1歳の段階から助成制度を求めるということなので、非常に必要な制度ではないかと思うんですが、その必要性について、まだまだ、認知がされていないという点があるから、なかなか進んでいないんだと思うんですけど、そこらへんは、どうなのでしょう。医療保険が適用できるように、いち早く少人数である佐用町なんか取り組んで、ずっと、兵庫県なり、広めていくという方向で頑張る必要があるのではないかと思ったんですが、その点、もう一度、ご回答をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） はい、お答えいたします。

まず、出生数でございますけれども、元年度の出生数を把握しているとおっしゃっていましたが、近年の出生数を申し上げますと、佐用町で生まれた子供なのでございませうけれども、令和3年度で56人。令和4年度が47人。令和5年度が48人というふうな

形になっております。

今現在、その年度でおられるお子さんというのは、転入転出等ありましたので、その増減はございます。出生数は、今のお答えさせていただいたものでございます。

それと、妊娠中に医療にかかっている方、3割程度なんでございますけれども、こちらが把握しているのが3割程度でございますけれども、定期健診において、14回分の上限9万8,000円分なんでございますけれども、その分で、委託しておりますので、医療機関から、こういった健診後、健診結果どうであったかというのが返ってまいります。その部分をチェックいたしますと、本当に、ほとんどの方が異常なしで返ってまいります。

ただし、例えば、妊娠に対する異常なしですので、例えば、既往疾患、もともと血圧が高い方、糖尿がある方、それから、ほかに基礎疾患がある方という方は、少なからずいらっしゃいます。その中では、普段から健診を進められておって、妊娠も先生と相談しながら妊娠可能というふうな形で妊娠に至るというような方もいらっしゃいます。そういった方も含めまして、こちらが把握しているのが30%。

そのほかには、妊娠中に、よくなりやすい貧血ですとか、それから、妊娠性の高血圧というものはございます。それと、妊娠中に、初期に起こりやすいつわりによるもので、妊娠悪阻と申し上げますけれども、そういったものが医療として上がってくる場合もございます。

で、妊娠悪阻というふうな形で、つわりで入院したとか、それから、育児、休んでいるとか、就労を休まざるを得なかったというようなことは、妊婦さんからお聞きさせてもらって、把握はさせていただきますけれども、貧血ですとかという部分につきましては、分かりにくい部分がございます。ですので、多少の出血に、妊娠期に起こりやすい出血ですね、出血についても、出血どめというものを処方されたとか、そういった方々につきましては、上がってきにくい部分がございます。ですので、平岡議員の言われるように、妊娠中にも、いろいろな医療保険を使っておられる方がいらっしゃるのではないかとこのころは、30%以上の方があるかもしれませんけれども、佐用町といたしましては、いろいろな妊娠期に起こります健診の助成券ですとか、それから、出産応援金、それから、子育て応援金というものを、それぞれ、先ほど、町長が申し上げましたとおり、させていただいておりますので、その中で、治療等もしていただきたいというふうな形で思っております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） はい、ありがとうございます。

さっき、歯科の歯の関係で、町長のほうが答弁していただいた中で、妊娠期に入るまでに、妊産婦さんが、治療が終わるような形で来ているので、特に問題がないというようなご回答ではなかったかとは思いますが、妊産婦さんの訪問なんかについては、特定の、ここは歯科の分野は全ての妊産婦さんについて、定期的な検査をしているとか、取組が、以前、古い時には、そういうようなことも経験があったんですけど、現在、佐用町では、歯科で妊産婦さんに対する健診については、一般の歯医者さんというか、歯科医療機関を受診するという形で徹底されているというふうになっているんですか。ちょっと、現状について、伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君）

木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） はい、お答えいたします。

先ほども、町長の答弁にございましたように、妊婦さんに対しまして、全員の方に、妊婦さんの歯科健診助成券というものを発行しております。それが、町内の歯科の医療機関で妊娠中に1回受診ができるものでございます。

それを利用していただいて、妊娠中に治療すべきことにつきましては、治療していただきますが、治療が必要な場合は、もうこれは基本的には医療保険というふうな形でしていただきます。

ですので、最初のとっかかりの部分として、歯科の健康診査というふうな形で助成券を発行しております。

それと、本当にアンケートを取りますと、妊娠届の時にアンケートを取りますと、非常に皆さん、歯科医にかかっているという方が非常に多いです。ですので、定期的にかかっているよというふうな方々につきましては、結婚、それから妊娠前に定期的に健診に行かれているというのがあるなということを、妊娠届のアンケートを調査させていただく中で、非常に意識が高いなというふうに思っております。

やはり、妊娠期に、よく昔から出産のたびに1本歯が抜けるというようなことが申されていたと思うんですけども、そういった歯が、やっぱり少しガタガタとしてくるという方は、これまでににつきましては、非常に多かった。ですが、最近では、非常に妊娠前から定期的に健診に行かれている方が非常に多くなっているというのが、私どもが保健師等がアンケート取らせていただいた際の印象でございます。

それと、妊娠中に、これまで歯科衛生士がかかわっているのが、妊娠届出時は、こちらのほうのアンケートの調査でさせていただいておりますけれども、マタニティクラス、すてきなママになるための教室というものを、妊婦さんに対してさせていただいております。で、これは年3回実施しておりますけれども、その中で、歯科衛生士の時間を設けて、歯科受診について、非常に大切であるということをおアドバイスさせていただいておりますので、そういったものを利用しながら、パンフレット等も妊娠届出時に出しながら、非常に、比較的、佐用町の場合、歯科衛生士もいますので、丁寧に指導させていただいていると思っております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君）

平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 歯科、今、説明を受けながら、その助成券の発行なども、確かに、佐用町は進んでやっているなということで、実際、助成券を利用した方が、定期健診で、比較的、歯科の衛生管理を、通常、日常的にやっている人が多い、意識も高いという傾向があるとはいえ、妊娠期に入って、助成券の町の発行したものを活用して受診されて、治療につながるようなケースの場合、私の質問は、その治療費を保険適用できるようにという、そういうことを求めているものなんです。

で、なぜ、これを質問したかと言うと、全国的な、この妊産婦さんの出産に至るまでに、お医者さんにかかった時に、医療保険が使えない。安心して、出産できるように、つながるようにしていくために、全国的な進んだところは取組がされていると、そういうことを、全国保険医団体が調査というかしていくくくりの中で、東北というか、地域的にはそちら

のほうで、こういう実施している自治体が取組されているところが多く、近畿圏では特に、私たちが住む兵庫県もそうですけれども、ほとんどないというような統計がある中で、ぜひ取組も進めてほしいなということで、質問を上げました。

具体的に、歯科保健なんかは、以前から意識的に取組も町としてやっておられますから、そういう点で、助成制度も確かにやっているけど、保険適用になった時には、どうなるのかなということについては、ちょっと、実情が分からなかったのも、伺った次第です。

助成券を発行して、活用して、治療につながった時にも医療費が必要ないというような、そういう今の現状の、生まれて、出産してから後の乳幼児医療制度のように、妊産婦さんの関係も医療が適用できるように、そういうことで、さらに充実させてほしいということ、制度ができるように働きかけもしてほしいなと思うんですけど、今の現状で十分だという判断かもしれないんですけど、ぜひ少子化の歯止めをかける1つの方法としても考えていく必要があるじゃないかと思うので、提案いたします。回答がありましたら、お願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） まず、それは、十分かと言われれば、その置かれている立場の方にとって、それぞれ変わるわけですので、その置かれている立場にとっては、十分じゃないと言われる方もいらっしゃるかもしれません。

ただ、大前提として、これ、日本の場合は、国民皆保険ということでございますので、誰しものが、私たちであれば3割負担で。年齢によって2割、それから、後期高齢者の方なんかは1割で医療を受けられるという、国民皆保険制度がベースとしてあるわけでございます。

で、さらに、今のこの少子高齢化の時代を反映して、乳幼児医療、乳幼児等医療、子ども医療というのが、どんどんと拡大をされて、兵庫県では、佐用町もそうですけれども、県と協調して実施をしております、佐用町では18歳までを無料化しているというのはご承知のとおりだと思います。

一方で、以前は、マル老という老人医療というような制度がございましたが、これは、やっぱり、この少子高齢化の時代を反映して、今も、ちょっと制度あるのかどうか分かりませんが、かなり縮小をされてきたんだと思います。

今日の神戸新聞もご覧になられた方もいらっしゃるかもしれませんが、給食費の記事がでておったと思います。全国で3割近くが無償化したというような、そんな記事も出ておりましたけれども、やはり、これ、先ほどの乳幼児等医療、あるいは障害者医療、母子医療、母子家庭等の医療、こういうものも、これ町が単独でやっているわけではございません。県の費用も相当程度入った上で実施をしているわけです。ですので、この今、議員ご指摘の妊産婦の医療についても、今後、国として、少子化対策の一環として、そういうものが、ぜひ必要だと、給食費もそうですけれども、そういうような費用負担がある程度財源が見込めれば、当然、町としても、近隣の市町も動向等も勘案しながら、検討は、それはしていかないとはいけませんけれども、現時点で、幾ら、例えば、妊婦さんが50名程度と言っても、これの費用負担というのは、相当程度に町単独になればなります。だから、やっぱり、このへんは、先ほど、町長が申し上げたとおり、国や他市町の動向を注視してまいりたいというのが、現時点での回答になろうかと思っております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） まあ、そういう妊産婦からの医療制度も充実できるように、ぜひ意識を常日頃から、いろんな場面で発言していくか、発信していただけるような、そういう方向に進んでいくように、町としても取組を進めていただくことを発言して、質問を終わります。

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。  
続いて、2 番、森脇裕和議員の発言を許可します。森脇裕和議員。

[2 番 森脇裕和議員 登壇]

2 番（森脇裕和君） 2 番議席、森脇裕和です。

今日は、2 点ほど質問をさせていただきます。

それでは、1 つ目の質問ですが、1 つ目の質問、南光地区の水道本管に石綿管が使われているのかということで、お伺いします。

南光地区で水道管、本管に石綿管が使われているという話を聞きました。石綿と聞けば、アスベストということで、そういうふうに聞けば、イメージはよくありません。水道に使われていれば、心配するのは当然のことです。

そこで、お伺いします。

1 つ目、現在でも使用されているのか。

2 つ目、被害はないのか。これ、健康被害ですね。健康被害はないのか。また、被害の可能性はないのかということで、水道水は安全ですか。

3 つ目、どの地区で多く使われているのか。使用されている地域はどこか。

4 つ目、石綿管の総延長ですね、今、使われている総延長は、どれくらいあるのか。

5 つ目、経年劣化でボロボロにならないのか。耐用年数はどれくらいか。

6 つ目、今後の対応はどうされるのか、お伺いいたします。

あとの質問は、所定の位置からさせていただきます。

議長（千種和英君） 庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、森脇議員からのご質問、1 つ目の水道管に使われております石綿管についてのご質問にお答えをさせていただきます。

質問では、南光地区の水道本管に石綿管が使われているのかというご質問であります、南光地区だけに使われているわけではございません。

佐用町の石綿管の使用状況というのは、佐用地域、南光地域、三日月地域の、それもごく一部に使われておりますが、石綿管を通過した水道水による健康への影響については問題はございませんので、安心して水をご利用いただきたいと思います。

また、石綿管の耐用年数は経理上 40 年というふうにされておりますが、これは地質や土壌により耐用年数は異なります。本町の石綿管は 40 年程度経過しているというふうに思われますが、都市部などは早くから水道事業を開始して、60 年、70 年以上使われている石

綿管も多く残っておりますので、石綿管の使用に何ら問題はないというふうに思います。

石綿、これ、いわゆるアスベストは、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」、また、「いしわた」というふうと呼ばれております。石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ることで、体内に吸い込むことが問題となります。

石綿の繊維は、肺線維症、いわゆる、じん肺です。肺線維症とか、また、悪性中皮腫の原因になるというふうにいわれ、肺がんを起こす可能性があるということが知られております。石綿による健康被害は、石綿を吸ってから長い年月を経て発症するわけでありまして、例えば、中皮腫は、平均 35 年前後という長い潜伏期間の後、発病することが多いというふうにされております。

まず、1 点目の現在でも使用されているのかということと、3 点目のどの地区で多く使われているのか。使用されている地域はどこか。4 点目の石綿管の総延長については、どれくらい、今、あるのかのご質問について、それぞれ関連がありますので併せてお答えをさせていただきます。

佐用町の水道管の総延長は、約 471 キロございます。

このうち、石綿管の総延長は、約 7.5 キロであり、率にしますと全体の 1.6% の割合でございます。

石綿管の総延長のうち、簡易水道別では、佐用地域の佐用簡水は約 1.2 キロ、南光地域の南部簡水は約 5 キロ、三日月地域の三日月簡水は約 1.3 キロあります。このように、全体としても 7.5 キロということの中では、南光地域に多く使われているというふうに見れますが、全体から見て、ごくわずかに、まだ、石綿管が使われているということでございます。

ちなみに、佐用簡水では佐用地区と横坂地区。南光の南部簡水では徳久地区と中安地区。三日月簡水では東本郷地区、志文・真宗地区、三日月・末廣地区で使われております。

次に第 2 が、被害はないのか、また、被害の可能性はないのかについてのご質問にお答えをさせていただきます。

石綿管を通過した水道水による健康への影響については、厚生労働省健康局水道課から、次のように通知がされております。

平成 4 年に改正した水道水質基準の検討時に、アスベストの毒性を評価したが、アスベストは呼吸器からの吸入に比べ、経口摂取に伴う毒性は極めて小さく、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにならないことから、水質基準の設定は行わないということであります。

また、世界保健機構、WHO が策定・公表している飲料水水質ガイドラインにおいても、飲料水中のアスベストについては、健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はないというふうに結論ができるというふうにされております。

以上のことから、石綿管を通過した水道水の健康への影響については、問題はないというふうに判断しております。

次に 5 点目の経年劣化でボロボロにならないのか。また、その耐用年数ということについて、お答えをさせていただきます。

本町の水道本管に使用されている管種は、多くは、ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管、塩化ビニール管、硬質塩化ビニール管、石綿管であります。

地方公営企業法施行規則の配水管の耐用年数は、それぞれ全てが、一応、40 年ということになっておりますが、あくまで経理上の基準にすぎず、実際に管路を使用できる年数は、その地域の土壌や、先ほど申しましたように土質、施工状況などによって異なります。

本町の場合、多くの水道管は管種に関係なく、耐用年数を過ぎてきているか、また、耐用年数を、もう迎えるというような状況に、時期になっておりますが、水道管が経年劣化によ

り破損した場合、漏水や水の濁りなどが発生いたしますので、漏水等の多い地域から計画的に水道管の布設替を行っている現状であります。

最後に6点目の今後の対応について、お答えをさせていただきます。

インフラ施設の中で、上水道については、その施設のほとんどが、一般的な耐用年数とされる40、50年目を迎えることとなります。

総務省の公共施設更新費用試算ソフトを活用し、今後40年間の水道施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、40年間で約385億円、年平均9.6億円が必要となり、これまでにかけてきた投資的経費の年平均と比較した場合の、これは6.4倍という大きな費用になります。

水道施設においては、新規の投資拡大は想定されないものの、過去の設備投資の多くが他の公共施設よりはるかに短期間に集中して行われたことがあり、一斉に、今、更新時期を迎えることとなります。

投資的経費に必要な主な財源は、起債や水道料金、補助金、一般会計からの繰出金というふうになるわけではありますが、現状では、一般会計繰出金を増やすしか、この財源を確保することは、方法はないわけであります。

令和6年度から上下水道につきまして、地方公営企業財務適用に移行し、歳入歳出の不足額を全額基準外繰入で対応することとしております。基準外繰入も現状では、当然、可能ではありますが、水道以外の事業に支障が出ない範囲でしか、これも行うことができませんので、全額基準外繰入ができなくなった場合には、内部留保金、水道については10億円、このたび基金を積み立てました。この約10億円について、この内部留保金で、これを補填をしていかなきゃいけないと、補填をするという形になりますが、内部留保金が不足した場合は、最終的には水道料金の引き上げということが必要だというふうになってまいります。

こうした、今の現状を鑑みて、水道料金をできるだけ据え置きたい。そういう形で、今後、運営が少しでも長くやっということうことで、公営企業会計に移行する時に、内部留保金について、10億円を置いたという形であります。

水道料金を、できるだけ引き上げないためには、水道施設や水道管等の更新時期を可能な限り平準化し、延ばしていく必要があるために、漏水のない石綿管についても更新時期を、これは順次計画的に行う必要がございます。

水道水供給の安定性確保と有収率の向上による経営改善といった観点から、財政状況等も踏まえつつ、実情にあった無理のないペースで、水道管の更新を進めていくことが取り得る最良の方法というふうに考えているわけであります。

しかし、石綿管は、衝撃や振動に、やはりダクタイル鋳鉄管などと比べると弱く、漏水が多い水道管でもございますので、令和6年度に県が実施する人工衛星を活用した広域漏水調査事業という事業が、今、計画をされております。この事業に佐用町も参加をいたしますので、この調査によって、漏水地域が、ある程度把握できるため、令和7年度に水道管布設工事の計画見直しを図り、平準化して、計画的に水道管の更新を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、この広域漏水調査の結果、漏水箇所に石綿管が含まれている場合は、当然、優先順位を上げて、耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管などに計画的に布設替えを実施していくということになります。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） ほとんど、詳しく回答されたので、あまり聞くことがないんですが、今、言われた中で、まず1つ目が、総延長 7.5 キロぐらいということだったんですが、仮に、この全部を入れ替えた場合というのは、大体の工事費って、どれぐらいになりますか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） それでは、お答えします。

一般的に、その費用が、口径とか、いろいろ場所によって違ってきます。一概には言えないんですけども、一般的に言われているのは、大体1キロ1億。7.5キロですので、7億5,000万円ぐらいは要するということをおっしゃっています。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） そしたら、今、ちょっと、今年度の予算で工事請負費として、多分、5億4,000万円ほどあって、そのうち、水道管路工事として1億2,500万円ぐらいあったんですけども、この工事内容って、やっぱり、漏水の修繕とかいうのがメインになって、更新工事等の予定というのは、ここには入っていないんですかね。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） ちょっと、今、予算書がありませんので、正確なことは言えませんが、更新工事も当然入っております。

それから、その漏水のほうは、工事費とは別に修繕工事を持っておりますので、そちらでのほうでの支払いが多くなっております。以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） 先ほどの答弁で、石綿管のところが漏水した場合は、そのへん、もう一帯も合わせて工事されるというふうに、私、思ったんですけども、そういうふう…。

基本的に、漏水とか、いろんな工事した場合は、多分、現状復旧が基本かなとは思いますが、石綿管の場合は、やはり、その一帯は工事が入替えとかいうふうにはされるんですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） はい、お答えします。

状況により違うと思うんですけども、例えば、緊急で漏水が起こっていると。そういう場合には、修繕工事ですので、部分的にする場合もありますけれども、更新計画の中に乗る場合は、全面的に取り替えるということになります。以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） あと、材質なんですけれども、今、石綿管、これ多分、衝撃とか、地震とかには弱いんじゃないかなと思うんですけども、私も、これ質問するのに当たって、業者さんのほうに聞いたりとかしたんですけども、町道とかやったら塩ビ管が使われておるとか、あと国県道とかだったら、ダクタイルですかね、ということなんですけれども、これ、塩ビ管とかいうのは、耐震性とかいうのは、どれぐらい、どう言ったらええんかな、このダクタイル管とかと比べたら、どれぐらいなんですかね。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 硬度がどれぐらいとかということは、ちょっと、分からないんですけども、今、基本的に、今現状では、今言う、議員が言われましたように塩ビ管が町道とか入っております。

それから、国県道はダクタイル鑄鉄管が主に入っているということでございまして、それで、この今、更新工事に取り替えている工事は、ほぼ全体、全部とは言いませんけども、9割以上がダクタイル鑄鉄管のほうに取替えしております。

それで、塩ビ管も耐震基準で言いますと、その耐震化というのが、耐震管というのがありまして、それが、まず、継ぎ目に遊びがありまして、大きな地震があっても外れにくいと、漏水が起こりにくいと言われるもので、それがダクタイル鑄鉄管で、現状では、10年ぐらい前から、それがメインになっていますので、売られているのが、だから、そういうものに取り換えているということです。

それと、塩ビ管も、今は、硬質塩ビ管という耐震性のある塩ビ管に取替えをしておりますので、そちらのほうも地震なんかには耐えうるものということで、具体的には二重構造になっていまして、外側は、鉄製で巻かれたものというふうなポリ管もございます。以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） 一応、耐震性どうかというのが、聞いたのが、ちょっと、2週間ほど前に、私、自衛隊の方と話、姫路駐屯地の方ですけども、話する機会があって、その時に、能登の震災ですね、支援に行ったという話もされておったんです。

で、まあ、その中で、インフラの整備するには、水道が一番大変やと、未だに通っていないところの方は大変だというふうには思うんですけども、やはり、そういった地震が起きた時ということで、私が勝手に思っておるんですけども、そう遠からず大きな地震があっても不思議じゃないなどは思っているんですけども、例えば、東南海の地震があった場合とか、やはり海沿いの沿岸の都市は、多分、甚大な被害になると。そうなった場合、やはり佐用町とかいうのは、後回しにされるというような可能性は十分にあるのかなと思うんですけども、そうなった場合、少しでも、この地震に弱いところを、少しでも地震に強いものに変えておくというのも、早めにしたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、それは、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 災害が起きた時に、一番、いつもどこの災害、どんな災害でも言われるのが、水の確保、水。それから、下水道。この社会インフラ、基本が、生活する面で、本当に被災者にとって、一番、早くしてほしいと言われる施設です。

そういう中で、国も国土強靱化ということを掲げて、水道施設とか水、こういうインフラだけじゃなくて、いろんな橋の強度を増して改修とか、また、治山事業とか、いろんな方面から国土強靱化に努めて取り組んでいるんですけども、なんせ全国同じように全部やるというのは、大変な費用がかかり、国土強靱化についても、今、2期目と言いますか、次、もう来年で1つの事業が、計画が終わる。引き続いて、こういう、今回の能登地震なんかも踏まえて、そうしたインフラについても、できるだけ早く強靱化の事業に取り組むという方針で要望をしております。

ただ、じゃあ、水道を、今、町も取り組んでいる、技術的にも耐震管とかいうようなものが開発されているということで、そういうものにも取り替えていっておりますけれども、これを全て取り替えるというのは、今、先ほど申しましたように、400キロ、主だったメイン管だけでも、その半分あっても、1キロ1億かかれば200億、250億というお金がかかるわけで、一度には、当然、できません。

それと、ほんなら、替えたから、絶対安全かという、これも今回の能登なんかになると、全く、そういう耐震基準を満たしていたなんて言っても、あれだけ地殻が変動してまいりますと、当然、それには耐えきれないということでもあります。

ですから、少しでも、地震の被害が軽減できる、そうした対策、技術的な対策も必要でもありますし、また、逆に、そうした場合だけに頼っても、それ以上の被害が起きた時に、何とか水を供給できるような、やっぱり備えもおこなきゃいけない。それが、このたび、もう今年の実業として行っている水をためておくという、こういうことの方で、まあまあ、そういう事業にも、町としても取り組んでおります。

ダクタイル鋳鉄管が丈夫だということは言われますけれども、これも大きな力が加わると、これはもう、本当に破損します。

一番は、先ほど、課長が言いましたように、継ぎ目継ぎ目ですね、これが、フレキシブルな振動、揺れても、そこで外れないとか折れない。破損しない。そういう管が開発されているわけですけども、しかし、それは、やはりメイン管、本管ですね。例えば、10センチ以上とか、大体大きな管になると、町でも20センチぐらいの口径ですね、本管が入っているところもあります。

これが大きな市なんかに行くと、直径が1メートルぐらいになるような、水道管が使わ

れているところもあるわけです。

ですから、佐用町なんかにおきますと、そんなに、その大きな口径のものはないんですけども、逆に、75ミリとか、50ミリとか、そういう管になってくると、やはり塩ビ管、硬質、その中でも、最近の新しい地震なんかは、強度的に強いものを選択して、そういうものにしていくと、だから全てダクタイル鋳鉄管にできるわけではないということでありますので、以前、40年、50年前につくってきた管というのは、そういうことまで考えてつくられておりませんが、特に、石綿については、非常にもろいという面がありますので、課長も申しましたように、そうした時には、去年も三日月のほうでも、かなりの距離、石綿管を新しくダクタイルに替えるというような工事も行っております。毎年、それを計画的にやっておりますので、早くやることは、それに越したことはないんですけども、やはり財政的なもの、町もほかの全体の事業を勘案しながら、できる限り努力をしていきたいということで、お願いしたいと思います。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） 今回、最初の通告書のほうは安全がどうかということで、通告させてもらったんですけども、一番は、安全だったんですけども、安心して、水道水が安全かどうかということだったんですけども、まあ、この間、ちょっと調べたら、先ほどの厚生労働省だったり、WHOが出てくるので、すぐに安全やというのは、すぐ分かることなので、ちょっと、耐震の地震のほうで、耐震のほうで、ちょっと、お聞きしたんですけども、何せ、今言ったように、いろんなやつがあった中で、聞いた中では、ポリエチレン管とかいうのは、某どこだかな、クボタかな、どっかのやつだったら、絶対に抜けんとかって水道屋さんが言うておったから、そんなんがあれば、逆に、道路が破損して、宙ぶりの状態でも、絶対抜けへんとかいうような話をしておったから、確かに、金額的には高いということやと思うんですけども、そういったことも、それをせいと言うわけじゃないんですけどね、一応、そんなんもあるかなということですね、まあ、今回、（聴取不能）で、いろんな何をするにしてもお金が要するというのが一番なんですけれども、今回、先ほども答弁の中であったように、10億ですね、基準外繰入れ、一応、これ8年分とか言うて、10億入れていますけども、これについて、最後に、この質問については、最後なんですけども、今年度から、まあ言うたら、この8億…、今年度8億ですね…、今年度から8年分ということで10億なんですけれども、この8年がたった後、実際、8年かどうかいというのは、予測だとは思いますが、今までの、基本的に今までの赤字補填が一般会計からは（聴取不能）。水道料金を上げて対応するしかないということなんですけれども、実際、そんなことはできんから、今回、10億、こちらに取り崩して持って来ておることだと思いたるんですけども、これが終わったというか、この8年先の予定というか、どういうふうにされるのかというのを、先ほどの石綿管のこの更新工事も含めて、どういうふうな8年後、8年後というか、8年とは限らんとは思うんですが、これを、この10億が終わった後、どういふふうにするのかというのが、お考えがあれば、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 8年後の佐用町の財政が、まず、どのようになっているか。そこが、当然、なかなか、私なんかは予測してなり、はっきりと明確に申し上げることはできないわけです。

ただ、当然、先ほど申し上げましたように、水道というのは、本当に生活にとって、まず第一に必要なインフラです。これを維持していく努力、そのためには、大きな財源が、お金が要ります。

ただ、佐用町の小さな財政力だけでは、本当に、このこうした基金というようなものは、すぐになくなってしまいます。

ですから、私どもは、できる限り、財政的にも有利な財源を活用して、事業は進めていくということで、当然、担当課も努力しております。

それには、合併特例債はなくなりましたけれども、過疎債とか簡水債。簡水というものは、一応、名前がなくなってきているんですけども、でも、私どもは、今、簡水というものを残して、やはり条件不利地の水道に対して、特別の、やはり国として財政支援を行っていただきたいと、そうしないと、本当に、これ以上、水道料金を上げることはできないんだということを、強く要望をしております。

そういう中で、引き続いて、そうした有利な起債ですよね、交付税を後から交付していただける起債、こういうものを活用して、町の財政負担を軽減しながら、水道管の布設替えも含めた施設の更新、維持を行っていくという、その努力していくということであります。

当面、公営企業会計に移行する時に、いつまでもということは見れないので、期限として、大体8年間でというようなのを示して、10億の、また、下水道も10億の留保金を造成したわけですけども、これを、できる限り使わずに、また、その次の計画は、見通しができるように、これから努力していくということしか、今の段階では言えません。

ただ、人口が減少して、給水人口、下水道使っていただく人口、当然、これが急激に減ってきます。それだけに使用料が、どんどん、どんどん毎年減って行きます。そして、逆に、施設は老朽化が、さらに進んで、この施設を維持していくのに、さらにお金がかかるということは間違いありません。

ですから、もう既に、そういうことを見越して、既に、そういう状態になって、隣の宍粟市においても、上郡町においても、市川町においても水道料金の値上げを決断をされました。早く決断して、長く逆に、それを維持していくということがいいのか、何とか、ここで頑張っていて、ぎりぎりのところまで頑張っていくのがいいのかということですけども、私は、今の佐用町の財政状況を勘案して考えますと、何とか、この今の水道料金等を含めた維持を、これの維持に努めていくということで、努力をしていきたいというふうに考えます。

8年後は分かりません。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 1点だけ、ちょっと、分かりにくいんですけども、公営企業会計というのは、独立採算性が原則です。ということは、国が認めた基準内の繰入れというのは認められてますけども、それ以外は、水道料金で賄いなさいというのが原則にあります。ですから、それでは、佐用町の場合、毎月1万円とか、そういう料金設定しないとやっていけないだろうということで、基準外繰入れ、一般会計の時に、特別会計に一般会計

から全額繰り出していた、ああいう方式を、この令和6年度から取っておりますので、その基準外繰入れがなくなった場合に、今度、この10億というのを使うようになりますので、今すぐ、今から8年後というわけではないので、その点だけ。はい、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） すみません、私が、ちょっと、勘違いしておったところがあると思います。

ということで、今後も、水道料金、やっぱり一番、皆さん気になることだと思うので、そのへんは、町長のほうが努力してくれるということなので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、こちらの質問は終わりたいと思います。

次の質問に入ります。

2つ目の質問ですが、今回、個人的に申請すればもらえる助成金、補助金、支援金ということで、お伺いするんですが、これ町民の方から外壁を塗装をしたら補助金が出るんじゃないですかというふうに聞かれたんです。それで、ネットで検索したら、やっぱり、ネットで見たら、佐用町とかいうのが表示が出たりして、紛らわしい表示が出たりするんです。で、これも、どうなんかなということ、実際、業者の方に、塗装をされる方、業者の方に聞いたら、実際、そんなはないということでした。

それで、この実際、真偽はどうかということをお伺いしたいと思います。

また、それ以外に、医療用ウィッグや二重サッシに変えた場合、補助があればいいのという話も聞きました。

そこで、個人的なものに限って、特に、今回、個人的と言っても、どう言ったらいいんですかね、子育てとか、子供とか、高齢者の方というのは、結構、気にされて、補助金とか、いろいろあるんですけれども、できるだけ、どう言ったらいいのか、30代後半とか、40代、50代、あまり対象になっていないような方でも申請したらもらえるようなやつをと考えながら、ちょっと、選び出してみたいんですけども、まず、1つ目、生ごみ減量化推進事業補助金、これ住民課ですね。

あと、出産、子育て応援交付金、これ健康福祉課。

くま蜂等処理補助金、農林振興課。

住まいの耐震化、これ建設課。

人生いきいき住宅助成事業、これ高年介護課。

これら以外にもたくさん、特に、健康福祉課なんて、この時間内ではしゃべれんぐらいあると思うんですけれども、これらは、一応、予算で計上されておる分なので、内容を分かりやすく、できるだけ皆さんに分かりやすく、説明、教えていただきたいというふうに思います。

あと、今からの分については、町民の方に問われた件と、あと、インターネットとかで出たら、よく出てくる件なんですけれども、外壁を塗装した場合。

医療用ウィッグを購入した場合。これは、実際、あるみたいです。

あと、省エネのために二重サッシにした場合。

エアコンを購入した場合というの、これも一部の、都市部の一部のところでは、条件付きであるようです。

あと、鍵の交換をした場合。

犬、猫の避妊・去勢手術をした場合。

というのが、これが対象になるものがあるのかどうか。対象に、もし、なるものがあれば、担当の窓口であったり、こういったタイミングで申請したらいいのかということ、お伺いします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、森協議員からの次の質問であります個人的に申請すれば受けれる、助成金、補助金、支援金ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、外壁塗装に対する補助金が出るのかということについてでございますが、森協議員も、そうした業者の方にも聞かれて、そういうものはないというふうに聞かれたそうですけれども、ネットで見れば、そういうものが検索、出てきます。本当に、ネットというのは、信用していいのか、悪いのか、信用できないことが、いっぱいあるんですけれども、結論から申し上げますと、佐用町におきましては、これは、佐用町だけではないと思うんですけれども、ご自宅などの外壁塗装に対する補助制度、それだけに関する補助制度というのはございません。他市町においても、そのように外壁塗装だけを対象とした助成制度というものは、設けているところは、ほとんどないというふうに、私は思っております。

インターネット上で、「佐用町、外壁塗装、助成金」と検索しますと、あたかも佐用町が外壁塗装に補助を実施しているかのようなサイトがあるわけで、そうした、町民の皆さんが、非常に見て、惑わされると言いますか、そういうことで、逆に不審がられるということが多いのではないかと思うんですけれども、そういうケースについては、十分、このインターネット上の、こうしたサイトというのは、そんなに信用ができるものばかりじゃないんだということを、やはり認識していただきながら、ネットを見ていただきたいというふうに思います。

次に、ご質問にありました、具体的な5つの補助金、助成金の内容について、それぞれお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、1点目の生ごみ減量化推進事業補助金、これは脱炭素社会に向けた取組の一環として、生ごみ減量化による二酸化炭素排出量を削減するために、生ごみをコンポストや電動生ごみ処理機を使っていただく、その購入に対して、町が半額を助成するというものでございます。

ただし、コンポストにつきましては1基につき3,000円。電動生ごみ処理機は1基につき2万円が助成の上限となっております。

次に、2点目の出産・子育て応援交付金についてですが、本交付金は、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じて、様々なニーズに即した支援や経済的支援を一体として実施する国の制度で、経済的な支援として国と県、町が協調し、妊娠時に妊婦1人当たり5万円、出産後に児童、子供1人当たり5万円を支給するというものでございます。これは、先ほどの平岡議員からのご質問に対してお答えしたとおりであります。

次に、3点目のくま蜂等処理補助金についてでございますが、本補助金は、正式には、「佐用町はちの危害防止対策事業補助金」という名称で、スズメバチなど蜂の巣の駆除処理費に対する助成となります。

具体的には、町が委託する養蜂業者が行う処理費用1件当たりが1万5,000円というふうに、今、なっておりますので、その費用の半額、町が助成、7,500円を助成するというも

のでございます。

なお、町の委託先以外の民間業者で駆除された場合は、補助の対象とはいたしておりません。また、ご自身で駆除される場合は、駆除用の防護服を無料で貸出しをしておりますので、こういう時には、農林振興課までお問い合わせをいただければと思います。

次に4点目の住まいの耐震化についてであります。本事業は、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震化に対して、国と県、町が協調して助成を行うというものでございますが、助成内容につきましては、多岐にわたりますので、補助額が比較的大きい「住宅建替工事費補助」と「住宅耐震改修工事補助」について、お答えをさせていただきます。

まず、住宅建替工事費の補助ですが、簡易耐震診断の結果、耐震性の低い住宅を除却して、同じ敷地内に耐震性の高い住宅に建て替える工事費に対して補助を行います。補助額は、補助対象経費の5分の4で、上限が100万円ということとなります。

次に、住宅耐震改修工事の補助であります。同じく簡易耐震診断の結果、耐震性の低い住宅を耐震性の高い住宅に改修する工事費の一部に対して補助を行うというものであります。補助額は、補助対象経費の5分の4で、上限が100万円、さらに最大30万円の上乗せ補助ができるということでございます。

このほか、屋根の軽量化や、耐震シェルター、防災ベッドの設置、耐震改修計画の策定などに対しても補助制度がございますが、この場での答弁については制度の紹介のみといたしまして、詳細につきましては、また、担当しております建設課まで、お問い合わせをいただければと考えております。

最後、5点目の人生いきいき住宅助成事業について、お答えをさせていただきます。

本事業は、兵庫県の助成を受けて、高齢者や障がい者の方が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、住宅のバリアフリー化改造に要する経費の一部を助成をするというものでございます。

佐用町では、「一般型」、「特別型」、「増改築型」の3つの助成事業を実施いたしております。

まず、一般型は、65歳以上の高齢者、または障がい者がお住まいの世帯で、今住んでいる家をバリアフリー改造したい場合に、対象工事費などに対して最大30万円を助成いたします。

次に、特別型は、介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方、または、障害者手帳などをお持ちの方が、自宅で自立して生活できるように身体の状態に適した改造を行う場合、申請者の所得により異なりますが、対象工事費の3分の1以上、介護保険制度の住宅改修費と合わせて1世帯当たり最大90万円を助成いたします。

最後に、増改築型は、一般型と特別型を併せて増改築する場合、対象工事費などの3分の1、最大50万円を助成いたします。

このほか、町内業者が工事を施工した場合、1世帯当たり限度額10万円とする特別加算助成も実施をいたしております。

なお、本事業の助成を受ける場合は、補助要件などを設定しておりますので、詳しくは高年介護課担当まで、お問い合わせをいただきたいというふうに思います。

続きまして、森脇議員が町民の方からいただいたお問い合わせ、並びにインターネットでご覧になった6点の補助金、助成金につきましては、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の外壁塗装の件につきましては、先ほど、ご説明をさせていただいたとおりであります。

次に2点目の医療用ウィッグを購入した場合の助成金について、お答えをいたします。

本件につきましては、令和6年度（後で令和4年度に健康福祉課長から訂正あり）から実施をしている補助事業で、県と町が協調して、がん治療による外見変化を補完する補装

具の購入費に対して、上限5万円を補助するものでございます。

対象は、医療用ウィッグのほか、乳房の補正具なども対象といたしております。なお、窓口は健康福祉課で、申請は補装具の購入後に行っていただきます。

次に3点目の省エネのために二重サッシにした場合、及び4点目のエアコンを購入した場合ということについて、お答えをさせていただきますが、いずれも町の補助制度というのにはございませんが、国土交通省が実施をしております「子育てエコホーム支援事業」、並びに環境省が実施しております「先進的窓リノベ2024事業」という事業におきまして、空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置や、高性能な断熱窓への改修に対する補助制度というものが設けられております。

しかし、いずれも町の窓口や予算を通さないものでありまして、詳細につきましては、この場でお答えすることができませんので、各それぞれの専用の窓口に直接お問い合わせをいただきたいと思いますというふうに考えます。

最後、5点目の鍵の交換をした場合、及び犬や猫の避妊、去勢手術をした場合などについてであります。こういう制度というものも、町として、補助制度というものは設けておりません。

以上、現状を報告させていただきます。ご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） ありがとうございます。

あるかないかというのと、あとは、こんなんがあるというのを、町民の方に知ってもらえればなというふうに思ったんですけども、そんな中で、何点か再質問させてもらいたいと思うんですけども、まず1つめ、くま蜂等処理の件なんですけど、これ、先ほど言ったように、スズメバチの巣を取って、料金1万5,000円の半額の7,500円を補助するということだったんですけども、このくま蜂等の等ってね、蜂だけが対象なんですか。

と言うのは、例えば、最近、最近ということはないんですけども、天井にイタチが入ったり、アナグマが入ったり、ハクビシンが入ったりとかいって、夜中に天井で運動会しておると、何とかしてくれとかいうような話もあるんですけども、こういったものは対象にはなっていないんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） そうですね、このくま蜂等に関しましては、蜂ですね。蜂の種類、スズメバチもあれば、アシナガバチとか、いろいろございますけども、刺されて危険性が高いという蜂の巣の駆除に対しての助成でございます。

で、先ほど、議員おっしゃられたような、小動物が家屋の中に入ったとかっていう場合は、本来、農林振興課の業務外ということにはなるかとは思いますが、ただ、関連してなんですけど、家庭菜園とかで、小動物で農業被害がある場合とかでしたら、小型の箱わなの貸出しをさせていただいております。そちらで、捕獲していただくという事業はやっておりますが、なかなか、その家屋の中まで侵入している小動物に対する助成制度というものはございません。以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） もう1点、同じ件なんですけれども、上限1万5,000円ということだったんですけど、たまにですけど、蜂の巣取ってくれということがあるんです。どっちかっていったら、ややこしいとか、天井裏、壁をはぐって取らなあかんところがあるんですけども、ちょっと、やはりこの金額的なものでは、全然足りてこんということなんですけれども、当然、私は、業者じゃないので、この補助の対象ではないんですけれども、仮に、そういった方、対象の方があった場合とかいうのは、これよりオーバーしたというものは、全部、町民の方が持つということなんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 今回、駆除なり、巣を取っていただく方は、養蜂家の方でございまして、大工さんなどではございません。そのため、必要最小限に、例えば、天井裏の巣を取るのであれば、ある程度、天井を切らせてもらって、撤去まではするけども、それ以降の復旧はさせていただいておりません。あくまで、巣の駆除までということになりますので、それ以降に関しましては、申請者の方のご負担で、また、別に頼んでいただくということで、お願いをしておるところでございます。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） ありがとうございます。

じゃあ、ちょっと、もう1つ次の件なんですけど、この医療用ウィッグの件なんですけども、これ令和6年度からということで、最近の話だと思うんですけども、これ人に言われたからね、私の身内もそうだったんです。その時は、まだ、これがなかったんですけども、今回、予算として11万円ぐらいなっておったのかな。予算書では、で、事業量として1人ということだったんですけども、こういったこと、使われる方というのは、そんなに人数的には、そんなに少ないものなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

まず初めに、この事業につきましては、令和6年ではなくて、令和4年からでございます。訂正させていただきます。

それで、利用者につきましては、これまで、令和4年度、5年度につきましては、ございませんでした。こちらのほうの周知もあろうかと思いますが、これは、ホームページ等

でも掲載させていただいておりますけれども、こういった医療用ウィッグを購入された方に対して助成させてもらっております。ですので、多いか少ないかは、令和6年度に入りまして、1件の申請がございましたけれども、それが多い、少ないというのは、ちょっと、こちらでは、そういった方の対象となる方がいらっしゃるかどうかというの、把握し切れておりませんので、そういった点では、今現在、多い、少ないというのは、申し上げにくいんですけれども、できるだけ、こういったものを利用された方につきましては、医療機関で、例えば、日赤病院ですとかになりますと、医療機関から、こういった利用が、市町で助成事業であるかもしれませんから、申請も市町のほうにお問い合わせくださいということもご案内させていただいていると聞いております。以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） もう1つ、同じところなんですけれども、これって、事業をしているのは、国だったり、県だったり、町だったり、どこの事業になるんですか。

議長（千種和英君） どの事業。

2番（森脇裕和君） ああ、ごめんなさい。このがん患者アピランスサポート事業の件です。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） はい、お答えいたします。

これは県の事業でございまして、事業費の半額というふうな形になっております。

で、佐用町の場合は、上限5万円というふうな形でしておりますので、2万5,000円が県の補助というふうな形になります。以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） はい、ありがとうございます。

多分ね、これ、人数少ないのも、ひょっとしたら、この制限のところ、多分、400万円未満とかいうので、多分、引っかかっておるのかなと思ったので、どこの事業かなというふうに、ちょっと、お聞きしました。

あと、もうそんなに聞くことはないんですが、あと1つ1点、ちょっと気になったのがあって、ここには書いてないんですけども、ちょっとお聞きしたいと思います。

1つが、在宅老人介護手当というのと、重度心身障害者（児）介護手当ということで、これ介護にかかる費用ではなしに、介護をする方のための手当ということだと思うんですけども、これって、どんなものか、ちょっと、説明していただけますか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） 在宅老人介護手当ですが、6か月以上寝たきりの在宅老人を介護しておられる方に対して、毎月1万円を支給する制度であります。  
これは、町の単独事業です。以上です。

議長（千種和英君） 障害者のほうは分かりますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。  
重度障害者の児もなんですけれども、介護手当ということでございますけれども、これも同じく、高齢者と同じく在宅で介護されている方に対して出るものでございます。以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） はい、ありがとうございます。  
これね、高年介護課のほうだったら65歳以上になっておったし、健康福祉課のほうは65歳未満でもということだったんで、ということは、どの年代でも、もし、そういった方がいて介護される場合は、こういった手当があるというふうな理解でええんかなと思うんですけれども、まあ、今回、一応、これで終わりたいと思うんですけども、まず、今回、ネットで、やはり検索したら、いろんなものが出てくるということで、混乱される方いらっしゃるかと思うんですけれども、まずは、町のホームページを見ていただいて、確認してもらうのが一番安全かなというふうに思いましたので、ちょっと、質問させていただきました。  
当然、助成も、いろんな助成があると思うので、そういったこと、町民の方も、困っておった方がいれば、1人で悩まずにと。家族でもね、家族だけで悩んでいるということになしに、町民の方、役場のほうに相談していただければなというふうに思って質問させていただきました。  
当然、そういった問合せあれば、担当課の方、よろしく対応していただきたいというふうに思います。  
これで質問終わります。

議長（千種和英君） 森脇裕和議員の発言は終わりました。  
お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時30分とします。

午前11時55分 休憩

午後01時30分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。  
引き続き、一般質問を行います。

1番、大村 隼議員の発言を許可します。大村 隼議員。

〔1番 大村 隼君 登壇〕

1番（大村 隼君） 1番議席、大村 隼です。

本日は、オープンデータの取組の現状について、お伺いいたします。

オープンデータは、町が保有する情報を広く公開し、誰もが自由に利用できる形で提供する取組です。これにより、町民の利便性向上や行政の透明性を高めるとともに、データの利活用による地域の活性化や新たなサービスの創出が期待されます。

GISに活用できる地図データ、消火栓の位置や消防水利など防災に関するデータ、林層図など林業に関するデータ、農地の区画情報など農業に関するデータなど、オープンデータの可能性は多岐に渡ります。

より効果的なデータ活用を進めるため、町のオープンデータに関する取組がどのように進んでいるのか、その現状や今後の計画についてお伺いいたします。

1、オープンデータの取扱いの方針について。町のオープンデータの取扱いの方針はどのようになっていますか。オープンデータ公開に関するKPI、達成度の指標はありますか。

2、現在公開されているオープンデータについて、お伺いします。現在、町として公開しているデータセットの数、種類は、どのようになっていますか。

3、県や国との連携について。県や国は、オープンデータの取組を行っています。データ配布の仕組みも大規模なものを持っており、データの量・管理コストなどを鑑みると、配布などで協力することが、町民として、県民として、国民として、メリットがあると思います。

オープンデータに関して、県や国との連携はどのように行われているのでしょうか。

4、今年度及び今後の公開・更新予定について、お伺いします。今年度中及び今後、公開予定のデータセットはありますか。また、既存のデータセットの中で、今年度中に更新予定のものはあるのでしょうか。

林業に関しては、町ではレーザー測量も行っており、オープンデータとして出せるデータも蓄積されているのではないかと思います。それらを公開するような予定はありますか。

国では国有林野のGISポリゴンデータを公開しておりますが、町有林に関しては、公開する予定はありますか。

神戸市では震災のアーカイブを公開することで、震災の経験や教訓を継承する取組になげたりしています。佐用町でも水害の経験や教訓を継承するために、公開するようなことは考えられますでしょうか。

以上、こちらからの質問とさせていただきます。再質問は、所定の席からさせていただきます。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大村 隼議員からのオープンデータの取組の現状についてのご質問にお答えをさせていただきます。

オープンデータが、これまでのホームページ上に公開されている情報と違うところは、個人や民間企業、研究機関など、誰でも扱える形で公表するデータであることでございます。

例えば、これまで、ホームページで町全体の人口を1万5,000人というように全体の数値で公開したり、表や図にして表示したりしておりますが、オープンデータでは、年齢ごとの人口を、パソコンの表計算ソフトなどで扱えるデータで公表することとなります。

国は、官民データ活用推進基本法を制定し、オープンデータの積極的な公開と利活用を推進しており、官民一体となってオープンデータの流通を促進し、国民参加、官民協働による課題解決、経済活性化、行政の高度化・効率化を目指しております。

また、オープンデータの利活用が、行政の透明性や信頼性の向上にもつながるといふうに期待をされております。

それでは、まず、ご質問1つ目のデータの取扱いと、2つ目の公開済みのデータについては関連がございますので、合わせてお答えをさせていただきます。

町のオープンデータの取扱いであります。令和5年度に策定した佐用町DX推進基本方針の中で取り組む事項の1つとして、オープンデータの推進と官民でデータを活用することをあげており、積極的にデータを公開していく所存であります。

令和5年度には、国がまず取り組むべきオープンデータとして定めた18項目のうち、準備を整えた9つの項目については、既に、町ホームページ上で公開をしております。

また、データが公正に扱われるよう、著作権や免責事項などを記した利用規約もホームページに掲載しております。

公開している9つのデータは、公共施設一覧、文化財一覧、指定緊急避難場所一覧、公衆無線LANアクセスポイントの一覧、介護サービス事業所一覧、医療機関一覧であります。また、国の推奨とは別に、佐用町統計情報のほか、GISデータ公開のこと始めとして地番参考図を公開いたしております。

次に、データ公開のKPIでございますが、現時点で具体的な取組に対する数値目標などは設定しておりませんが、「DX推進基本方針」において、令和6年度には他自治体等の事例収集と町保有データの公開検討と順次公開。令和7年度に国推奨データセットの公開の完了。令和8年度以降も町保有データの公開検討を重ね、拡充するロードマップを立てております。

3つ目の国、県との連携でございますが、町と県のホームページで相互リンクを張ってデータ活用の輪を広げることや、県が運営するサイトにデータ提供して、県内の情報を一元化する取組が行われております。

将来的には、利用者が各市町のオープンデータサイトにアクセスして情報収集するのではなくて、データセットをスムーズに収集できるプラットホームや検索サイトが用意されることに期待をしております。

また、データ解析ツールの共有化が行われれば、情報分析の効率が上がり、オープンデータの意義が深まると考えられます。神戸市では、データが発展的に扱われるよう解析ツールを一部公開しておりますが、まだ、国や県も、それを進める段階とはなっておりません。

オープンデータの利活用について、私たちのなすべきことは、まず、どのようなデータを公開するかにあると考えますが、それには、私たちが先進事例から学ぶだけでなく、町民や町内外の企業が官民一体となって考える必要がございます。また、始まったばかりの取組ではありますが、アイデア次第では町の資源を活用して、新しい産業につながる可能性を秘めた事業でありますので、町民を含め議員の皆様も関心を持っていただいて、ご提案をいただきますように、お願いをしたいと思います。

4つ目の今年度中、また、今後、公開予定のデータセットであります。まず、町のDX推進基本方針に計画している国推奨データセットの公開を、情報の収集や整理を進めて、令和6年度中に公開する予定でございます。予定しているものは、子育て施設一覧、AED設置箇所一覧、観光施設一覧など、町が提供するものとして実用的なデータのほか、町の特色となる森林や農地のデータの公開を進める予定でございます。

また、データの更新については、既に公開しているデータと合わせ、人口統計のような逐次変わっているデータについては、調査が行われたタイミングに行い、設備等の一覧も1年に一度など、適宜更新をしております。

森林に関するデータは、議員のご発言のとおり、令和2年度から3年度にかけて、町内全域で航空レーザー測量を実施し、その測量成果から解析された資源量や林相のほか、境界候補図をデータ化し、業務に活用しております。一方、県においても同様の測量を実施されており、本町分は本町が保有するデータを県に提供いたしましたので、県土全体のデータを保有をしております。これらデータは、県で公開する予定であると聞いておりますので、県のサイトをご活用いただきたいというふうに考えます。

なお、町有林の土地境界線図であるポリゴンデータの公開につきましては、地籍調査が完了していない場所については、土地の境界が確定しておりませんので、正確な情報を提供することができないため、公開する予定はございません。ただし、およその場所の確認であれば、農林振興課にお問い合わせいただければお答えをさせていただきます。

「神戸市では震災のアーカイブを公開し、震災の経験を継承する取組につなげておりますが、佐用町でも考えられないかということについてのご質問でお答えをさせていただきます。佐用町は、平成21年の大水害から今年で15年を迎えようとしております。その水害以降、自主防災組織の支援や地域や学校等での防災教育の推進など、地域の防災力の向上と並んで、災害記録誌「こころの輪」の発行や、久崎地内での復興モニュメントの設置など、水害の記憶と教訓を生かし、復興への歩みを後世に伝えようと、様々な事業に、これまで取り組んでまいりました。

今後も、住民と行政が協力しながら災害の経験を継承し、安全で安心なまちづくりの推進に尽力してまいりたいというふうに考えております。

なお、大村議員がおっしゃるオープンデータへの取組は、現在、計画はしておりませんが、兵庫県が運営するサイトの1つである「CGハザードマップ」では、佐用町の平成21年の水害を含む過去の災害情報が記録されております。それらの活用や周知を図るとともに、災害記録誌「こころの輪」を活用しながら、災害経験の継承と、防災意識の向上に、今後ともつなげてまいりたいというふうに考えております。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君）                      大村 隼議員。

1番（大村 隼君）                      ありがとうございます。

オープンデータという取組自体が、2012年政府のIT総合戦略本部が作成した電子行政オープンデータ戦略という、こういった部分で、初めて織り込まれたところなんですけれども、その2012年のことです。同じ年に、地理空間情報活用推進基本計画というのも閣議決定されていて、2016年には、一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会というののG空間情報センターというのが公開されて、さらにオープンデータを進めていこうという、そういう流れになっているというのが、これが歴史というか、そういったものなんですけれども、その中で、今回、地番参考図のお話も、今、していただきましたけれども、そのオープンデータというものの自体が、まだ、これから、どう取り組んでいこうかという、そういう部分もあると思うので、ちょっと、その中で町としてできることが、何か、町民のために何かできることがあるといいなということで、今回、質問のほうをさせていただいております。

ちょっと、順番に、1つ目の、その取扱い方針についてのところから再質問のほうをさせていただきたいと思うんですけれども、回答いただきまして、1つ目と2つ目は同時に回答いただきましたけれども、DX推進基本方針の中でということになりました。確かに、利用に関する規約というものもホームページで公開されておりますので、そのほうも存じております。ぜひ興味がある方は見ていただければと思うんですけれども、そんな中で、KPI、1つ重要度を図る、その指標ですけれども、それに関して、お伺いをします。今のところ、それについてはないというふうに言っていたいたんですけれど、その中で、オープンデータ自体が何を提供したらいいのかというものは、国が推奨している18の項目というのが、まず1つ、初めあると思うんですけれど、それについては、1つ目標として掲げているので、それも1つ、ある意味で公開するというだけで、KPIとしてみなしてもいいのかなという気もしているんですけれども、そういった今後、どちらかという、こういったものを公開する予定ですというようなものが1つ指標になるのかなと思っています。それが、今、先ほど、お伺いした、その残りの9項目の話もありましたけれども、ちょっと、そのあたりについて、そういった、こういったものを出していくという、そういったことを指標にするというような、そういうこともできるかなと思うんですけれども、そういったことについて、どのようにお考えでしょうか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 今後のオープンデータの公開の予定なんですけれども、実は、具体的には、こういったものをということは考えておりませんで、これから各課と連携しながら計画を立てていこうとは思っております。それに当たっては、周りの市町で、こういったデータを公開して、どういうふうに活用するかというようなことを事例にしながら、周りだけではなくて、全国的な様子ですね、こういうことを参考にしながらということもありますとか、それから、また、産業界のほうで、こういったデータを望まれているというのを調査しまして、決めていきたいなと思っています。

で、私が、ちょっと、夢を描いていることがありまして、何かと言いますと、佐用町には、広大な林野と、それから農地がございます。こういった情報を流しまして、それには、GISで、どこにどういった農地がある。どういった林野層があるというようなことを含めまして、出すのと同時に、気温、気象のデータですね、こういったものも出せたらいいなというふうに思っています。

で、何を夢描いているかと言いますと、例えば、関東のほうとか、広大な農地で、いろ

んな野菜を育てていますけれども、そういった野菜、育てられているところと、同じ条件の土地が佐用にあれば、そういった企業が西日本にも産業を拡大したいと思った場合に探していれば、こういったオープンデータを使って、西日本のどこかないかなというのがヒットすれば、私たち佐用町に目が向けられるかもしれないといったような夢を描いて、オープンデータというのは取り扱われれば、とてもよいものになるのではないかなというふうに考えています。

今のは1つの事例でございますけれども、今後、そういった夢を描いて、いろんなデータに取り組んでまいりたいというふうに考えています。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

いろんな、この1つ、オープンデータのいいところ、メリット、デメリット、もちろんあるものです。

メリットは、先ほど、町長の答弁にもありましたけれども、行政の透明性、信頼性の向上、そういった部分とか、同じに町民参加、市民参加の促進、イノベーションの促進ですね、今、時政課長が言っていたようなことは、ここに入るとは思うんですけれども、行政運営の効率化、そして、同時に研究と教育の支援、この気象データとかというのは、研究教育の支援に当たるのかなと思います。

こういった部分がいいところで、せっかくメリット、デメリットの話をしましたので、デメリットについても一応は、ちょっと、お話はさせていただきたいと思うんですけれども、データは、膨大なデータを扱いますので、その中で、やっぱりプライバシーに関する理解、そして、そういった個人情報に関する取扱いについては、すごく重要視しなければならない。そのあたりは、難しい問題を同時に抱えてしまうというところが1つデメリットでもあります。

同じように、先ほど、町長の答弁にあったように、正確でないデータ、こういった問題を、こういったものを、やっぱり出すのは、あんまりよくないだろうというような、多分、意図があったんだとは思っているんですけれども、データ品質の問題、こういったものは、やっぱり、誤ったデータだけではなくて、不正確なデータ、こういったものも実際に、やっぱりオープンデータにとっては、たくさん、そういうようなものがあると、公開されているものになりますので、やっぱり、どの程度まで、参考にできるのかという、そこは、やっぱり、すごく重要な問題として考えていかなければならないというふうにも思っております。

あとは、もちろん、コストとリソースの問題があります。やっぱり、公開するとなれば、ホームページで公開するのでもホームページの管理するコストが必要になります。同じように、それを管理する人も必要になりますので、同じように、そのリソースも、もちろん必要になるわけですので、そういったメリットとデメリット、両方を考えながら、やっぱり推進していくという形には、もちろんなるとは思っているんですけれども、やっぱり、その中で、新しい部分という、新しいというか、イノベーションにつながっていくという部分で、やっぱり、そのいいデータがあれば、やっぱり公開していただきたいと思いますという思いもありまして、ちょっと、こういうふうに、今回、お話をさせていただいているんですけれども、今回、2番目に関して、ちょっと、その引き続き、行きたいと思っておりますけれども、ちょっと、今、時政課長から言っていた話というのは、今後の話で、ま

た、ちょっと、4の時に、また、詳しくさせていただければなど、4つ目が、今後の話ですので、ちょっと、2つ目の、今、公開されている部分に関してについてなんですけれども、9つのデータについて、ご説明いただきました。これは、佐用町のホームページ見ていただきましたら載っていますので、それとプラスして地番参考図、これを公開されています。

地番参考図は、Shape データだったと思います。GIS、いわゆる地図情報の上に置くようなデータになりますけれども、これについて、ちょっと、これだけ1つだけお伺いしたいんですけど、このデータは、今のところ、これいつの頃の地番情報図なんですか。ほかの地番情報に関しては、先、少しだけ説明というか、させていただきますと、国土交通省と、あと法務局のところ、登記簿、備え付け地図の電子データを公開するというのを、もう行っているんですけども、そのあたりと、もちろん時期もありますし、地籍の確定とかもあると思うんですけども、このあたりについて、ちょっと、お伺いしたいので、これいつのデータなのかということについて、ちょっと、お伺いさせていただきますと思います。

〔税務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） ご質問のあった、その Shape データですが、令和5年1月1日現在のものを出しております。以上です。（休憩後、令和6年1月1日現在に訂正あり）

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

地籍調査が、もちろん進んでいく中で、新しくなってくると思うんですけども、そういうものも新しく地籍とかが進んで、新しくなってきたら、それについても、更新していくというような予定でされているのでしょうか。お伺いいたします。

〔税務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） 現実には、更新の頻度というものは、まだ、ちょっと、中で協議はしていないんですけども、実は、この公開した、この流れにつきましては、令和5年の3月にですけれども、ある測量関係の会社、2社から、町のそういう地番図データを公開してもらえないか。よその市町ではしているの、してもらえないかという、そういう相談がありまして、そこで急ぎよ、慌ててしたという経緯もありまして、それでしておるんですけども、今後は、また、こういう要求といいますか、要望とかが、どんどん増えてくると思いますし、先ほど、おっしゃいましたように、また、データの的に変わってくるものもありますので、今後、更新ということは、考えていきたいなどは思っております。以上です。（休憩後、今ぐらの時期になる。今現在、最新のものは先週末にしておりますと訂正あり。※詳細は休憩後を参照）

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

ちょっと、今後について、また、そこも読んで、少しさせていただきたいと思うんですけども、順番で、3の国や県との連携についてという部分について、お伺いしたいと思います。

県や国でも、もちろん、オープンデータというのは推進していっている最中でありましてけれども、その中で、先ほど、データの説明の時に、オープンデータの歴史の話を少しさせていただいた時に言ったような、一般社団法人の社会基盤情報流通推進協議会というところがやっている G 空間情報センターというものが、結構、日本のオープンデータの GIS データ、地図上のデータを公開するというようなところは、ここを通してされているというような自治体。そして、これは国土交通省とか、地理院とかも押していると思うんですけども、こういった部分を通して、いろんな国、県、そういった、こういう一般社団法人もそうですけれども、そういったものとの連携がありながら、実施していかないといけないということもあると思うんですけど、その中で、ちょっと、県との連携のお話だけにあわせて、先ほど、答弁でお伺いしたレーザー測量のデータに関して、県に提供しているということだったんですけども、それも、つまりは、県が公開していくというふうな形で連携をしていこうという、そういうようなお考えなのかなというふうに感じたんですけども、そのあたりについて、詳しく確認させていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 議員おっしゃられる森林の航空レーザー測量の成果でございますが、こちらは、町長の答弁でも申し上げましたとおり、県に全てデータを提供しております。県の中で県土全域に対して、林相区分図であったり、地形であったりという情報を公開する予定というふう聞いております。

ただ、まだ、資源解析とかの業務を行っておる途中というふうにも聞いておりますので、実際に、いつ公開されるのかということは、聞いてはおりませんが、データが整理でき次第、おそらく県土全域について、公開されるものというふう聞いております。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

資源解析とか、そういったデータから出てきた、さらに、そこから解析したデータというものが解析する必要があると思うので、それには、もちろん時間がかかることだとは思いますが、それは県がされているということだと思えます。

そんな中で、今、ちょっと、お伺いしたんですけども、これは、じゃあ、何年後になるかも分からんというような感じなんですか。ちょっと、例えば、今年度とか、来年度

とか、まだ、示されていないというような印象なんではないでしょうか。すみません。お伺いいたします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 先ほど、申し上げましたとおり、具体的に、いつということは、聞いてはおりません。

公開する前に、林務担当の職員が、県下共通の林政のシステムを使おうという中で、そのデータベースとなる、この測量データを活用しようというところからスタートになってきていまして、そちら、もう既に運用しておりますが、ただ、今のところ地形情報とか、そういったものしか搭載されておられません。今後、その資源解析なんかが進んでいくことによって、レイヤーが増えていくというような対処がされていくと思いますので、そこで、ある程度、一定のデータが整理できた段階で一般に公開されるというふうに思っておりますので、すみません、具体的な公開時期は聞いておりません。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

やっぱり、このデータ、特に、林業に関するレーザー測量もそうなんですけれども、どうしてもデータセット自体が、かなり大型になりますので、やっぱり、実際に、町のホームページで、特に、そういった地形データとか、そういったものを公開するということが自体がというふうになりますと、どうしてもデータ量の転送量も莫大になってきますし、そういった部分では、やはり、県とか国との協力というものが必要なんじゃないかなと思うので、やり方としては、そういった流れというのが自然なのかなというふうには、個人的な感覚ですけれども、感じておりますので、いつになるか、もちろん、こっこの都合ではないですから、あれだとは思いますが、そのように一緒に県や国と取り組みながら、引き続き進めていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、4つ目の部分に移っていきたくないかなと思っておりますけれども、今年度及び、今後の公開予定についてという部分でお伺いさせていただきました。

先ほど、残る9つの18個の、国が、ああいうオープンデータのデータセットの残り9つを公開するというような話もありましたけれども、その中で、実際、林業のレーザー測量の話もありましたので、ちょっと、そのへんも、ここで聞いてもよかったんですけれども、1つ、これは山を管理される方の中で、やっぱり、1つは昨日の一般質問の中でもありましたけれども所有者が分からない。山の所有者が分からないとか、山がどのように区切られているか分からないという部分というのが、1つの、やっぱり障害としてあるというの、これはもう現状として、もちろん認識されていることだとは思いますが。

その中で、1つこの地番参考図というようなものが、こんなふうに、山が所有者というか、地番が分かっている。所有者が分かっているかどうかは、地番だけでは分かりません。図があっても、隣接して持っている方もたくさんおられますので、そういった、これぐらいいいそうだなとか、これぐらい分かっているんだなというようなことが分かるような図があれば、例えば、1つは、山の道をつける時とかもそうですけれども、それと同じように、

管理をしていこうという人が、こういったところへ、この人は、この持ち主は、所有者は誰なのかとか、順番に調べていくためにも、そういったものがあると進んでいくかなというふうに、個人的には、それが1つの、まさに未来の形としてあっていったらいいのかなというふうに、これは個人的に、勝手に思っているんですけども、ちょっと、今、佐用町で公開されている、この地番参考図に関しては、山林に関しては、ほとんど載っていないかと思うんですけども、ちょっと、その点について、ご確認をさせていただきたいと思います。

山林については、線が引いていなくて、ポリゴンのデータが載っていないくて、地番もふられていないというような認識なんですけれども、いかがでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 議員おっしゃられる地番参考図なんですけども、平地の部分に関しては、税務課のほうで固定資産税の関係からですかね、あくまで境界を示すものではなくって、おおむねの位置を、構図を現況に落とし込んだような地図を作成されているところと認識しております。

一方、我々、山のほうでも境界候補図というのは、一旦、作成はいたしました。非常に山の構図というのも見にくくって、なかなか構図を見ただけで、これが現場どのあたりというのは、本当にはっきりしない中で、林業行政であったり、治山事業であったりという時に、その地権者の特定に非常に苦慮しておったところでございます。

で、そこで、ある程度、大まかな位置、大体、このあたりに、こういった字がくるかなというところがあって、字の次に、じゃあ、この地番は、このあたりに配置されているかなというところを、落とし込んだもので、我々の業務として活用しようとするために作成したものが、山の境界候補図ということになっております。

で、その境界候補図、あくまで候補で、我々が、予測のもとで、落とし込んだ境界案を作成した地図でございまして、なかなか、それを一般に公開してしまうとなると、我々が公開する以上、どうしても、その信憑性というものが問われます。お越しいただいた方には、閲覧もしていただけますし、境界候補図を印刷して交付することもしておりますが、あくまで、これは境界を示すものではないですよということ、常々、お伝えしておりますので、そこが一番心配されることでありまして、それが地籍調査なりが実施され、境界が確定した、そのポリゴンを搭載できるようになった時には、もちろん公開はしていくべきというふうには考えておりますが、今時点において、地籍調査の完了していないところについては、なかなか難しいので、誤解を招く前に、公開は控えさせていただいているというのが現状でございまして。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1番（大村 隼君） ありがとうございます。

先ほどのデータの正確性とか、そういった部分のオープンデータのデメリットというか、それが、もちろん正確でなければならない。そういった部分については、すごく、やっぱり大切なところだと思っておりますので、だけれども、業務としては必要だから、業務の

中では使っているけれどもということについても、理解させていただきました。

その中で、地籍が済んでいるところに関してはという、地籍が済んでいけば、もちろん確定はしてあるはずなんですけれども、地籍が確定して出せるようなというふうなものについては、まだ、あまりないという認識なんですか。どれぐらいなんですか。それは、割合はいいですね、そういったものが進んでいって、例えば、1年に1ぺん、ないしは2年にいっぺん公開できる公開できるようなものなのかということをお伺いしたいと思います。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） お答えさせていただきます。

地籍の結果のデータを公表するという予定については、ちょっと、まだ、今のところ特にはないんですが、地籍が完了したとこ、法務局に登記を出してと、登記されて、完了したところについては、議員さんも言われたように、法務局の MAPPLE のデータ、何でした、法務局地図ビューアというサイトがあるんですけども、そちらのほう見ていただいたら、赤く、地籍終わったところは表示されていると思います。そちらのほうをアップしていただいたら各筆ごとの何番地というのは出てくるかと思うんですが、法務局に登記されている分については、座標データというのがありません。XYの座標ですね。そちらのほうについては、ここの土地で分筆したいとか、何かしたい時には、建設課のほうに来ていただいて、その地番の座標データくださいということで、申請いただいたら、ちょっと、手数料が要りますけど、交付させていただくようにはさせていただいております。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

法務局の部分も、確かに、公開されている地番のものは存じておりますし、先ほど、少しお話させていただきましたけれども、実際、法務局の部分というのは、結構狭いというか、実際、細かく決まっている、地籍で、きっちり決まっていると、そういうふうな、ちょっと、個人的には、なぜ細かく、ここ全部がないんだろうなというのが、ちょっと、気になっていたんですけども、そういった背景があるということをお伺いできたので、すごくよかったです。

もちろん、細かいことにつきましては、まさに建設課にお伺いすればというふうな話もお伺いできましたので、情報の公開という意味では、しっかりとされていっていただいているのかなと思いますので、ありがとうございます。

そういった部分もありますので、ちょっと、そこをやりたかったんですけども、あと、先ほど、ちょっと、時政課長も言っていただきましたけれども、今後の活用に関して、ちょっと、お話を進めていきたいと思っております。

先ほどは、気象のお話とかもしていただきましたけれども、今回、このいろんな、今、実際、いろんな自治体が、これ取り組んでいますので、これが絶対に答えというものが無いものだというふうに認識しています。

もちろん、都市部で必要とされるデータと、こういう郡部でというか、必要とされる地域のイノベーションにつながっていくデータというのは、また、違うものなのかなというふうにも考えておりますので、そういった中で、気象のデータというのは、まさに1つ、農業の関連のものもあるとは思いますが、農地に関しても、町ではなかったとは思いますが、地番のデータが公開されていたと思いますので、そういった部分も組み合わせながら、今後のオープンデータの利用方法として、ちょっと、考えてというかですね、考えていただきたいというか、まあ、考えていただきたいと言うと違いますね。皆さんと一緒に、やっぱり考えていく、それは、もちろん、町民の皆さんもそうですし、行政の皆さんも、もちろんそうなんですけれども、今回、いろいろお伺いした中で、答弁いただいた課長も、情報政策課長、税務課長、そして建設課長、農林振興課長と、結構、多岐にわたる内容になります。データの幅も広いです。データセット自体は、ほかに、もちろん9つのデータの中には、今、佐用町のオープンデータで公開されている9つのデータの中には、防災に関するデータもありますし、今回、震災のアーカイブの話、神戸市の震災のあたりですね、そのつながりで、佐用町の水害のアーカイブについてもお話をさせていただいたんですけれども、ちょっと、その中で、そこにも、ちょっと、行きたかったもので、そちらから、ちょっと順番に、各いろんな課がわかっていると思いますので、ちょっと、先、そっちへ行きます。ごめんなさい。

ちょっと、神戸市での震災のアーカイブのことをお伺いして、佐用町での水害の経験や教訓を継承するためというふうな、その取組の中で、このオープンデータというものが1つの可能性なのかなというふうに思うんですけれども、実際、静岡県では、県全体の点群データを公開して、県全体のDSM、地形図ですね、地形図とかも公開されています。県としては、かなり先進的だというふうに感じているんですけれども、全域のそういうデータを提供しているところは、静岡しか、今、まだ、ないと思いますのでね。

その中で、熱海の土石流の過去がありました。土石流の災害がありましたね。その時に、それ以前のデータと、それ以降のデータというものを比較して、どういった災害が起きたのか。どういった理由で災害が起きたのかというふうなものにつなげていっているというふうなこともしています。

現状の佐用町では、レーザー測量というのをしてありましたけれども、そういったものを、今後の災害を、前回の水害のデータというか、これは、もちろんレーザー測量されたのは、もうちょっと後の話ですから、まだ、もちろん、その前のデータはないんですけれども、その過去の、そういった、いわゆるデータGSMみたいなものがあれば、また、1つ、どういったところが崩れて、どういったところが、川が橋が埋まって、橋の下に木が引っかかって、水があふれてきたのかと、そういった部分についても、検証できるかなというふうに考えているんですけれども、そういった部分につなげていくというのが、このオープンデータの、そして、さらに防災につなげていくというのが、1つのオープンデータの魅力かなというふうに考えているんですけれども、そういった災害防止という面から、どのように、何か、ご意見がありましたら、ちょっと、お伺いしたいなと思います。

議長（千種和英君）                      ちょっと、待ってください。

ここで傍聴の方にお伝えをいたします。

傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただくよう、お願いいたします。

引き続きお願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これから、次々と、そういうデータが蓄積をされていくことになり  
ます。

ただ、大村議員言われるように、過去のデータといいますか、そういうものもあれば、それと比較していくということが出来るわけですがけれども、まだまだ、災害も佐用町においては、平成 21 年、はや 15 年になりますけれども、これから、また、新たな災害が起きる可能性というの、当然、あるわけです。

ですから、15 年前の災害の以前の、例えば、そうした地形なり、また、山崩れが起きやすい状況を、そういうデータから見るといようなことができればいいです。それはなくても、新たに、今、先ほど、課長からも説明している、これは、いろんな多目的に、多面的に使っていますけれども、そうした地形、レーザー測量、森林の状況、こういうものが、当然、今後、治山事業とか、砂防事業等を行っていくという、そういうものに取り組んでいく上で、非常に、これが過去になかったものとして、そこから分析をして、効果的に、的確に、そういう事業箇所を選び出していくという、こういうことが出来るわけです。

ですから、なかなか、もう、15 年ぐらいの間、こういうことが全く言われていませんでしたから、多分、そんな航空写真ぐらいは、当然、ありましたけれども、そういうものからは、なかなか分析していくといようなことまではできませんから、今後、新たな、こうした時代の中で、技術を蓄積をしていくということ、このことが大事ななというふうに思います。はい。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

やっぱり、この、やっぱりというか、蓄積していくというふうに、今、おっしゃっていただきましたけれども、やっぱり、データというものは使って、やっとならぬ価値が出るものです。置いてあっても、誰も使わなければ、ただ、その管理のコストがかかって、無駄なものとなってしまいます。

やっぱり、それは、残念だなと思いますし、上手に、上手にという言葉が正しくはないですね。申し訳ないです。しっかりと、こう、データを蓄積していく中で、町民の皆さんに、今後のいろんな、防災もそうですけれども、今後のイノベーションだったり、透明性の向上、こういった部分にもつなげていくことができるように、引き続き、もちろん、取り組んでいていただけたらと個人的には思っていますので、答弁いただきまして、ありがとうございます。

で、その中で、ちょっと、今日、時政課長が言っていた、これ、ごめんなさい、さっきしたんですけど、今、その時、スルーしてしまったので、気象のデータの話も、ちょっと、お伺いさせていただきたいなというふうに思います。

ちょうど、前にオープンデータの話で議会でさせていただいた時に、同時にさせていただいたのが、雲海の予測の話だったと思うんですけど、その話の中で、気象データをオープンデータとか、そういったものにする事で…、ごめんなさい、それを活用できるんじゃないかといような部分といのを、少しさせていただいたというふうに記憶しているんですけど、間違っていたら申し訳ないですが、その中で、気象のデータについ

て、お話はさせていただいていたとは思いますが、この気象のデータに関しては、本当に、今後、農業にも、もちろんつながっていくかなというふうに思っておりますので、今、夢というふうにおっしゃっていただきましたけれども、いろんな形で、もちろん、いろんな課の方々には、今、しっかりとリソースを使っておられる、もちろん事業がありますので、それに追加するというか、もちろんオープンデータというのは、そもそも追加するような事業に、現実なっていると思いますので、ちょっと、そこに追加されるわけですから、業務的にも大変な部分はあるかなと思うんですけれども、そういうふうに言っていただいたようなものも、新しく増やしていきながら、いろんな町民の皆様の1つの新しいイノベーションとか、農業、もちろん林業。林業については、先ほど、お答えいただきましたので、林相図の話もお答えいただきましたので、そういった部分、それと同時に地番の話もありました。そういった部分だけじゃなくて、おおむね今回は GIS の話が、ちょっと、僕の個人の中では、たくさんしてしまったなというふうな印象なんですけれども、いろんな、そういったデータを引き続き、オープンデータとして取り扱っていただきたいと思います。

そして、その中で、18個の中の残る9個という部分も、ぜひ引き続き取り組んでいただきまして、公開をしていただきたいと思いますと思うんですけれども…、公開をしていただきますように、よろしく願いいたします。

それでは、私のオープンデータに関する質問を、以上で終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（千種和英君） 大村 隼議員の発言は終わりました。

続いて、10番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利一志議員。

〔10番 廣利一志君 登壇〕

10番（廣利一志君） 10番議席、立憲民主党の廣利です。

ユーカリ協定書、いわゆるユーカリ協定書の不備を問う。

ユーカリ植栽の共同事業に対して、全体計画を早く示して、役割分担と資金分担を明記した協定書を早期に示し議会での議論をすべきだと言ってきましたが、やっと、4月22日の全員協議会で協定書が示されました。

しかしながら、肝心な点が触れられず不明のままであったり、これまでの説明で全く聞いてなく議論していないことが記されていたりしています。ユーカリ植栽について、懸念、リスクを感じておられる多くの住民の理解を得ようとしぬい姿勢に疑問すら感じます。

以下の項目について、町長の見解を問います。

まず、1点目、3者、JIA（ジャパンインベストメントアドバイザー）、東京農工大学、佐用町による共同事業を記した協定書の説明を、これまで受けてきたが、大学院が当事者なのはなぜなのか。

2点目、今年度、ユーカリ植栽予定の近接地への説明会は、いつ開催なのか。

3点目、今年度植栽予定の佐用坂3ヘクタール、上月地区皆田2ヘクタールへの植栽品種は昨年試験植栽のベンサミー、ファティスガータ、ナイテンス以外の品種なのか。

4点目、協定書が1年更新なのはJIAの提案なのか。

5点目、育苗ハウスに従事する職員の雇用形態は、また、雇用主はJIAなのか。

6点目、ユーカリ推進の学者だけの意見を聞くのではなく、懸念、反対の意見をお持ちの学者の意見も聞くべきだというふうに思いますが、見解をお聞かせください。

7点目、3者の役割分担、資金分担を明記すべきだというふうに思いますが、町長の見

解をお示しく下さい。お願いします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からのご質問にお答えをさせていただきますが、まず、ご質問にお答えをする前に、先ほど、ご質問の趣旨を説明された中で、議員のご発言の中で、今、試験栽培をしているユーカリの品種名を具体的に申されましたが、これは、東京農工大学が行う研究や実験の内容については、研究者の知的財産が多く含まれており、品種についても知的財産に含まれるため、品種については、発言をしないように、依頼をしてきたはずでございます。

そのため、質問の通告書の書面には、個々の品種をイニシャルで表記をされておりました。今回、発言の中で、それを無視して、責任ある議会議員の廣利議員が、コンプライアンスに反するような行動を取られたことは、私は、誠に遺憾だというふうに思います。

先ほどの品種名の発言について、これは議員の判断で発言をされたと思いますので、私からは、それ以上、申し上げることはございませんが、町や議会の中での責任ではなく、議員個人の責任であるということを、確認をして、答弁を進めさせていただきます。

それでは、ユーカリの協定書についてのご質問に、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の協定書の当事者が大学院になっているのは、なぜかということについてであります。協定書の締結については、昨年9月から、締結に向けて国立大学法人東京農工大学農学部と株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー、佐用町の3者で協議を進めてまいりました。これは、これまで、報告をさせていただいているとおりでございます。

東京農工大学につきましては、船田農学部長を中心に、この協議を進めてきたわけですが、東京農工大学という大学は、農学系と、また、工学系の総合大学でありまして、ユーカリの研究、こうした課題は農学部にかかわる課題であります。そのため、船田農学部長が責任を持っておられます、農学部長に就任されております農学部長の決裁で協定を締結するのが適切であるというふうに、今、判断をされたものでありまして、それが農学部長が院長を務めておられる、東京農工大学大学院農学研究院であります。協定の内容や、その目的に、何ら変わりはありませんので、協定の相手方を大学院として、協定をしたということでもあります。

次、2点目の今年度ユーカリ植栽予定の近接地への説明会の開催、これはいつかということのご質問でございますが、今年度の植栽予定地は、これまで報告をしておりますとおり、佐用クリーンセンターに隣接する町有地と皆田地内の民有林で、今、調整をしておりますが、特に民有林については、土地の貸借契約を現時点では締結ができておりません。そのため土地所有者との契約が締結ができ、植栽地が確定できた段階で、地元で事業の実施についてを、お知らせをさせていただき、説明会等が必要であるというふうに地権者なり、地域からの要請があれば、これは実施させていただきます。

次に、3点目の今年度植栽予定の植栽品種は昨年試験植栽した品種以外なのかということですが、NEDOの事業による植栽は、同じ品種で検討をされております。

なお、大学の実証研究において、本年5月に昨年の実証研究の植栽地への補植を兼ねて、210本の植栽が行われております。今回は、これまで植栽した品種のほか、新たに9種類の品種を植栽し、計14品種についての研究を行っていくということでもあります。

次に、協定書が1年更新なのはJIAの提案なのかということですが、実証実験の

ため、内容の確認も毎年度見直す必要が有るため、本町より先に、同様の協定を締結された他市町の内容と同様に1年更新としております。

次に、5点目の育苗ハウスに従事する職員の雇用形態は、また、雇用主はJIAかということですが、JIAさんの雇用について、我々が、いろいろと申し入れる必要はないというふうに思いますけれども、育苗業務は、JIAから民間の林業事業体へ委託をされて、事業を実施されるというふうに聞いております。

次に、6点目のユーカリ推進の学者だけの意見を聞くものではなく、懸念、反対の意見をお持ちの学者の意見も聞くべきと思うが、その見解はどうだということですが、これまで、何度も申し上げておりますとおり、現時点で東京農工大学以外の学者の皆さん、廣利議員や西播磨の環境と景観を考える会の皆さん方からお聞きする学者の皆さんからの懸念とか反対の意見、そういう意見につきましては、丁寧に、これまでに回答をしております。

ただ、そうした皆さんが、懸念されているという学者の皆さんから、これまで、一切、科学的根拠等が示されておられません。

一方、そうした抽象的な表現の指摘に対しても、東京農工大学の先生方からは、学術的な根拠を持って、具体的な数値で、丁寧に分かりやすく説明をしていただきました。

さらに、今、懸念される事項については、当然、これから、今、実証実験ですから、試験植栽地において、しっかりとモニタリングを実施する旨もお伝えをしております。

それを、廣利議員が、先般、町内、町民に配布された議会活動報告書によりますと、農工大学の先生方に対して、およそ科学者としての立場、教示からは、甚だ、ほど遠いものと書かれております。

農工大学というのは、我が国を代表する農学系の大学であり、その大学の中で、学者として研究活動をされている学部長や、また、教授の方々に対して、非常に失礼なものではないかなというふうに、私は思いますが、いかがでしょうか。

一方、廣利議員が言われるユーカリに対しての懸念や、また、反対の意見をお持ちの学者の方は、どのようなユーカリに対しての研究を行い、どんなデータに基づく根拠を持って、そうした発言をされているのか。科学的根拠もなく、それを示さず、不安だけをあおるような発言を、もし、学者の皆さんがされているとすれば、それこそ、学者として、科学者としての教示を疑います。

何度も、私は申し上げておりますとおり、私たちは、環境、今の特に山林の山の環境を少しでも改善をし、新しい林業に取り組もうとしているわけであり、今の森林環境や地球環境を改善するために取り組もうとしているものであり、環境の全く異なる外国の事例を持って、知識の本当に乏しい一般の方々、特にお年寄りの方々の不安をあおるような発言なり、ああしたものを配る、署名書等を配布するのではなくて、やはり具体的な、また、建設的な意見をしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

また、3月議会の一般質問の際に、廣利議員は、議会本会議の中で、議員が反対の署名活動をされた時のユーカリに対する脅威やリスクの内容、署名書に書かれている、あの内容について、科学的かつ具体的な数値を示して、責任をもって説明を行うというふうに、私は、約束をされましたものと思っており、ここに議会に出席されている議員の皆さん方もお聞きに、十分なっていることと、これは思います。

そうした約束が果たされていない。なぜ、約束を果たされないのでしょうか。

議会の場での約束は、町民への、私は約束であり、特に、あの内容を見て、不安になって署名をされた方々への議員としての大きな責務があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

あの署名活動をされた西播磨の環境と景観を考える会と言われる団体の皆さん、この会

は任意の団体でありますから、私は、その結果とか、その行動に何ら責任を追及するものではありません。

また、その団体も、そうした責任を負えるものではないというふうに思います。

しかし、廣利議員は、選挙で町民から選ばれた公人であります。議員としての責任を果たしていただきたい。それが、私は、議員としての教示ではないかというふうに考えます。

そうした約束が果たされない中で、また、同じ、このような質問を繰り返されることに對して、私は、大変遺憾に思うところでございます。

最後に、7点目の3者の役割分担、資金分担を明記すべきだが、見解はということでの質問にお答えをさせていただきます。

そのことにつきましても、これまで申し上げてきたところでありますが、改めて申し上げますと、3者の役割分担については、協定書に基づき、それぞれに役割を明記し、覚書を締結しようとしているところであります。なお、覚書についても協定書と同様に、決裁に非常に時間を要している状況でございます。覚書は案の段階ではございますが、内容を簡潔に申し上げますと、「佐用町の山林の再生のために取り組むユーカリ等早生樹施業の実施に向けて、新たな林業システムを構築し、必要となる研究、実証を行う」ために、JIAは、森林施業を行い、地域経済の発展に努め、東京農工大学大学院は、技術指導とモニタリングを行い、佐用町は事業用地の確保と地元調整に努めることといたしております。

また、資金分担については、実証実験においては、当然、事業の実施主体であるJIAや東京農工大学が負担をしていただきます。

将来、造林事業として行うようになった際には、個別に分収造林契約を締結することとなると思いますが、基本的には造林者が出資し、収益があれば、土地所有者、造林者、造林事業者で契約に基づく割合で分収をするということになるというふうに考えております。

最後に、ユーカリ植栽について、懸念、リスクを感じておられる多くの住民の理解を得ようとする姿勢に疑問を感じるというふうに発言をされておりますが、去る3月8日には、東京農工大学の先生方に、佐用町にお越しいただき、専門的知見から、丁寧に説明をいただきました。

その際には、廣利議員が関わっておられる西播磨の環境と景観を考える会のメンバーになるのかどうかは分かりませんが、議員が専門家と申される方々から寄せられている意見に對しても、真摯に回答や説明を、科学的かつ数値的な根拠をもってさせていただきます、懸念やリスクは考えにくいことを、お伝えをしていただきました。

説明会の会場にお越しいただいた方や、佐用チャンネルをご覧になられた皆さんからは、「町の考えは、あの説明でよく分かった」、「ユーカリの性質が分かり、そんなに心配するものではないことが分かった」、「新たな林業を期待したい」など、肯定的なご意見をたくさん頂戴をいたしました。ユーカリを危惧する意見、私には一切ございません。

考える会のみなさんは、説明させていただいた内容をご理解いただけていないのか、また、あれだけ何度も説明をし、文書でも回答をしても、そのことに対して、何ら理解をしようとされないという、それについて、私は、非常に疑問に感じてきました。

その後も、何の御意見もご質問も寄せていただいておりますが、こうした理解、説明に對しましても、しっかりと、やはり科学的根拠や、そうした実例、外国のようなインターネットで調べたようなものだけを参考にするのではなくて、十分、みんなで、その状況というのは、正しく理解をする姿勢、そういうものを持っていただきたいということをお願いして、ご質問に對する答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君）

廣利一志議員。

10 番（廣利一志君）

1 点、1 点、再質問をさせていただきます。

で、町長の答弁の中にありました、私がコンプライアンス違反と、私が品種名を明らかにしたことについては、私自身の責任だという話がありましたけれども、そのことについては、また、順番に答えていきたいというふうに思います。

それから、3月の約束を果たしていないということを、今、おっしゃいましたけれども、私は、私ができる範囲というか、公人として、議会の一員として、きちっと、やっぱり、行政のチェックと監視をやっていくという立場から、1人でも疑念があるなら、議会で、しっかり取り上げていくということが、やっぱり、このチェックと監視の議員としての役割かなというふうに思っていますし、私は、このユーカリのことについての、これは、推進するとか、反対するとかいう立場ではなくて、4月、5月、6月と連続した勉強会を、これは、実質、行政が持っているような施設も持ちませんし、資金もありませんから、十分ではないかも分かりませんが、この6月は、6月29日の土曜日に、学者の皆さんも招いて、勉強会を予定しております。

それで、最初に、その大学院が契約の当事者ということについては、我々は、私はですけども、議会の中では、そういう話が、大学院であるという説明はなかったし、そういう話はなかったと思います。

で、大学法人、今、法人化が進んで、大学の学長というのは、これは、以前も今もそうですけれども、文科大臣の任命なんですけれども、かなり大きな権限があります。

で、協定書。これは示された協定書ですけども、A4の裏表。それから、このB4の表だけ。これが協定書であります。

で、協定書の当事者、甲・乙・丙となっておりますけれども、甲が東京農工大学農学研究院の院長、船田 良さんとなっております。

乙が、JIA、ジャパンインベストメントアドバイザー代表取締役、白岩直人さん。

甲・乙・丙の丙は、佐用町長、庵途町長という形なんですけれども。

ジャパンインベストメントアドバイザーも、それから、佐用町長も当事者トップであります。で、どう見ても、その東京農工大学という形で、当事者だという話を、私たちは聞いてたんですけども、大学院の院長さんというのは、組織図で見ても、そんな権限もないと思うんです。

だから、そこが、どうして、突然、協定書、結ぶ時にいきなり出てきたのか、不思議でなりませんけれども、再度、この点について、ご説明をいただきたい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君）

井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）

お答えいたします。

内容については、町長が、先ほど、答弁で申し上げたとおりでございます。

我々も、もともと、大学、東京農工大学を相手方として協定書の締結をお願いをしておいたところなんですけれども、相当に時間がかかってまいるところもございまして、そもそも農学部の範疇の中での研究でございますので、もう1つの工学部は、この協定の内容に関しては、本当に全く関与しない分野ではございます。で、大学を対象者として、協定書を締結しようとするれば、これまで、農学部でかかってきた時間と同じ時間、工学部でも会議なり決裁の過程を経なければならないということで、相当な、さらに期間を要す

るということもございましたので、当初と、当初の目的を達成するためには、大学であっても、大学院であっても内容は変わらないというところで、大学院、その船田農学部長と相談させていただいた上で、決定させていただいたというところでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） これは、いつ変更になったのか、決まったのか、そのあたりを、教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） もともと、協定の締結については、9月ぐらいから相談をしております。廣利議員からも協定いつや、締結はいつやというお話もいただいております。その中で、我々も都度都度、大学側に確認をしておったところなんですけれども、年末ぐらい、12月ぐらいに、いつ頃になるでしょうということを確認したところ、本当に分からないと、まだまだ、かかる可能性がある。で、その中で、船田学部長が決裁権を持つ大学院であれば、もっと、早期に締結することができるというご提案もいただいた上で、大学院に変更させていただいた。

年明けぐらいから、大学院を相手方として、協定書の締結に向けて、協議を進めてきたというところでございます。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長

町長（庵途典章君） こうした協定書と言っても、やはり、それぞれの立場があります。

特に、東京農工大学、これ、そうした独立行政法人、組織的にも、非常に大きな組織です。そうした中で、会社のジャパンインベストメントアドバイザーなり、私ども行政とトップが、すぐ決裁をできるというものではないということ、そのことは、担当のほうから、なぜ遅いのかと。昨年度中に、何とか、協定だけは結ばないと、新年度に向けて、いろんな準備もできないじゃないかということ、私は、指示をしました。

そうした中で、大学が担う役割というのは、この早生樹、ユーカーリについてのモニタリングとか、技術指導、こういう内容であります。これについては、実際に、大学の中で農学部の、また、このユーカーリを研究している方が担当をしておりますから、それは、そこの責任者である農学部長と、大学院として、契約を…協定を結ぶ。これは、何ら問題はないということで、3者協定、大学という名前ではなくて、農学院ですか、そうした大学院と協定をするということ、いいというふうに、私も判断をしました。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 念のために、確認しますが、大学、法人化後は、民間の方々も、この法人の中には入っておられます。

で、役員会とか、経営評議会とかあるわけですが、当然、その学長を含めて、その方たちも、ご了解されているという認識でよろしいですね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 直接、そういったことに対して、こちらも問合せもしたことございませんし、その内容について、大学側からお知らせいただいたこともございませんので、確かなことは申し上げられませんが、ここに確実に大学院の農学研究院長の押印がございますので、そこに関しては問題ないというふうに考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 今年度の植栽予定のところの 3 ヘクタールについては、町有地。左用坂の町有地と。

それから、2 ヘクタールについては、上月地区の皆田。これは、先ほど、答弁がありましたように、民有地で、契約後、まだ、契約がされていないということなんですけれども、説明会の可否、やるかやらないかについては、知らせた後、また、判断するということですから、この民有地を借りるというか、借りるんですけれども、ちょっと、契約の中身が分かりませんが、めどとしては、どんな時期になるのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 地権者の方からは、口頭ではございますが、了解はいただいております。ですので、今、具体的な契約書を作成している途中でございますので、間もなく契約は締結したい。できるだけ早期に土地の貸借に関する契約は締結したいというふうに考えております。

で、植栽の時期なんですけれども、これまで、秋植えでご説明させていただいたところもあると思うんですけれども、これまで、小さい面積ながら大学の実証研究として試験植栽しておる様子を見ておりますと、春植えのほうが効果が高いのではないかとというふうに思うところもございます。そういった中で、植栽時期については、今も引き続き、大学の農学部も含めて、協議調整中でございますので、今時点で、明確に決まっておりません。

ただ、土地の貸借契約については、今年度実施に向けて、早期の締結を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） その契約のめどが、まだ、はっきり分からないので、要するに、その町長が、先ほど言われた説明会のことについて知らせるということについても、現時点では、まだ、はっきりしないと。

めどとしては、要するに、その例えば、年内とか、そんな大きな予定というのは、分からないのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） もちろん、早期の契約ということをお願いしましたので、年内と言うよりも、もう夏、秋までには締結はしたいと。秋植えも実施の可能性もございませうので、夏の間、8月中ぐらいには、契約は遅くとも締結したいというふうに考えております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 先ほど、知的財産権、それから、コンプライアンス違反と言われたところの件について、再質問させていただきます。

まず、品種については、先ほど、私、3品種、試験植栽の分について、これは、あえて私は、述べました。これは、品種を明らかにしないと、学者の皆さんも、結局、どの品種か分からない中で、これ反論できないということもお聞きしましたし、これは、そのことが知的財産云々には当たらないという方、専門家の話も聞きましたので、これは、私の判断で、品種をここで明らかにしました。

それで、これは事前に、東京農工大の先生に確認を取っております。で、品種名を明らかにすることについて、確認を取りました。

それで、昨年8月1日に、勉強会がありました。この時には、これ何ページかの資料の中に、品種が、実は明らかになっております。先ほど言いました3つの品種が明らかになっていました。ですから、その東京農工大の先生は、公知の事実だと。公に知る事実だということで、言葉は正確ではないですけど、問題ないのではないですかという話だった。

これでも、私は、コンプライアンス違反なんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 東京農工大学の先生に確認されたということですが、初めて、私のほうも耳にしました。

具体的に、どの先生がおっしゃられたのかということも、また、この場でなくて結構なので、教えていただきたいのと、近々、我々としても再確認、農工大学の船田学部長を中心に確認いたしました。

で、品種名は公開してよろしいかという確認を、本当に、今月、先月の終わりかな、させていただきます。その中で、やはり研究しているもの、研究の内容を他に知らずことになる。研究の内容自体が知的財産であるということから、品種名は公開しないようお願いをされておりますので、そこが、ちょっと、意見が食い違っておりますので、確認はさせていただきますというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） これが、先ほど言いました、去年 8 月 1 日の勉強会の資料です。

これは、ここに、こういう形で品種名が明らかになっております。

後ほど、どなたに確認したということについては、お伝えします。

それで、品種のことにつきまして、いろいろ、分かったことがあります。

国立の林業研究所、つくばにありますけれども、あるいは、東京大学で演習林がありまして、ユーカリを研究されています。

あるいは、兵庫県にも、実は、ユーカリを研究しているところがありました。

で、この報告書のコピーをいただきました。

実は、昭和 31 年、32 年、ユーカリを姫路から西の 4 地区に植えた。このことが、ここに品種名を上げながら書かれています。

で、その研究者の方によると、もう 1 回、40 年代初めぐらいに、そういうユーカリのブームがあったんだと。で、同じように、この 31 年、32 年に植えられた、一番近くでは宍粟市の塩田というところと須賀沢というところに植えられました。

で、大半が、この報告書によると寒さのために育たなかったということです。

だから、この品種名というのは、その意味でも、同じことを、また、繰り返さないためにも、これは公にされているわけですから必要なのではないかな。

あるいは、全国 7 か所でユーカリを植えているところが、これはコアラに食べさせるためですけどね、イングランドの丘も確認はしました。これも 10 品种植えております。うち、2 品種は、この県が報告している品種名と同一のものであります。だから、気候によっては、寒いところと、暖かいところで育つという違いがあるのかなというふうに思うんですけれども、こんなことは、要するに、品種を明らかにしないと、そういう研究者、研究されている、全国で研究されている方たちのことについても、先ほど、示したように、略称では、これは、なかなか、その理解も得られないんじゃないかなと思うんです。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私たちは、そうした学者、そういう研究者が研究されているそのもの、そのものについては、これは知的財産にかかわるものであると、だから、それが、その品種が、以前から国内で植えられてきたものであったり、また、そうした寒さで弱かったりというようなこと、これはこれで、別に、個々のユーカリに対する新しい発見でも何でもない。だから、そんなことが、私は、知的財産にはならんと思いますけれども、それを基に、今、佐用町内で、例えば、そうした試験栽培をしていく、そのこと自体が、知的財

産だというふうに、私は、言われたんだというふうに、理解をしております。

ああした、先般の3月8日の説明会の中でも、説明された、ユーカリを研究されてきた先生については、品種名については、これは申し上げられませんという話をされました。

ですから、私は、寒くて、例えば、気候に合わなくて、それが育たないとか、それは、これからの研究なわけですよ。

だけど、その前に、廣利議員たち皆さんが言われるのは、ユーカリの脅威という、育つとか、育たないかは全く別なんですね。ユーカリそのものに対して、そうした大きな脅威があるということを言われているから、これは、やっぱり、ちゃんと根拠を示して、データを示して、やっぱり皆さんに説明すべきではないですかということをお願いしているだけです。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） その脅威につきましては、実際に、その現場におられた方のお話を、6月の29日には、ちょっと難しいんですけども、継続して、7月以降も勉強会をやる予定にしておりますので、そこで、お示しのお聞きもしていただきたいなというふうに思います。

それで、この協定書を見ますと、第4条が知的財産の取扱い。第5条が技術情報等の管理。第6条が秘密保持となっております。

ちょっと、読み上げますと、甲、乙及び丙は、技術情報等のうち秘密情報の取扱いに関しては、別途、秘密保持に関する契約等を定めるものとする。と。

知的財産云々の話がありますけれども、実は、この秘密保持のところの問題なのではないかなというふうに思うんですけども、その点が1つと。

それから、秘密保持に関する契約等を定めると、これ協定書には明らかになっていません。だから、別途、この秘密保持の契約等があるのなら、あるかないのかということと、詳細について、要するに、例えば、秘密保持を破った場合の損害賠償、そのあたりについて、今、ここに本来は、ここの協定書に別表としてつけるべきだというふうに思うんですけど、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） それは、この協定書に記載されておりますとおり、別途、締結すべきものというふうに理解しております。

一旦、この協定を締結した後に、それぞれ知的財産の取扱いであったり、秘密保持に関する契約は、それぞれで締結していくことになろうかと思っておりますが、今時点で、その具体的なお話は、まだ、させていただいておりません。

と申しますのが、知的財産の取扱いに関しても、我々も当初は、それほどの認識がなかったもので、研究内容を、我々の口から、先ほど、お示しいただいた8月1日の説明会でも、あれは、我々が公開してしまったものでございます。そこは、大学に対して、我々から謝罪もさせていただいておりますし、今後は、そういった軽率な取扱いはいたしませんという事は申し上げます。

なので、一旦、今回、もう本当に、我々も反省すべきところがたくさんございましたので、特に、この知的財産と秘密の保持というところに関しては、慎重に扱っていきたいというふうに考えておるところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） それは、この協定書を結ぶときに、セットで、やっぱり結ぶべきだったというふうに思うんです。

今の話が、本当でしたら、この別途、契約上するものがないと。

私は、今、知的財産の件で、コンプライアンス違反だと、ここで言われたわけですよ。それは、だけど、どう約定して、どう判断するんですか。

あるいは、この秘密保持というふうなところについて、例えば、先ほど言いましたように、損害賠償の額だとか、そんなんも、やっぱり、案として、やっぱり考えるべきではないですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 確かに、おっしゃられるとおり、全てを契約結んだ上で、物事を進めていくべきだとは思いますが、今時点において、このような約定であったり、契約というものは、結んでおりませんし、その内容についても、具体的に三者で協議しておる段階にも至っておりません。今後、協議を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 私は、根拠のないままにコンプライアンス違反と言われております。

名誉の負傷というか、そのまま、そのコンプライアンス違反という形で、どう対応されるのかという形を待ちたいというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 発言の後に、町長。

10 番（廣利一志君） いや、私、まだ、質問の途中ですので、すみません。

1年更新の件につきまして、例えば、木を植える。あるいは、幾ら、超短伐と言いながらも10年後ということ考えた時に、1年、1年で、更新をしていくというのは、どうもその違和感を感じるんですけれども、そこが、ちょっと、先ほども答弁がありましたけれども、ちょっと、理解があまりできないので、ちょっと、もう一度、その1年更新になっ

たというところについて、ちょっと、ご説明をいただきたい。

〔町長「先ほどの質問に対して、答えていいんですか」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） そしたら、先ほどの質問に対して、

10 番（廣利一志君） ああ、その件について、はい。

議長（千種和英君） じゃあ、庵途町長。

町長（庵途典章君） 私は、当初、最初の答弁の中で、これはコンプライアンス違反に当たることではないでしょうかということをお願いしました。

それは、そのことが、既に、ある程度、そういう、その今、課長の話では、職員の1つの取扱いの不手際でというのが、不用意で発表していたとしても、それは、やはり、こうした研究をしている方から、研究知的財産として言われているのであれば、それは、全て公表になっていたようなものであっても、やっぱり、それは知的財産として、こうした公の場で話を持ち出されるというのは、いかがなものかと、これは、やはり控えていただきたいということ。それを、あえて事前に、お話を、担当のほうでしたんやね。それを、あえて、また、ここで発言されるということに対して、私は、やはり、コンプライアンス意識というのが、やっぱり持っていたいただかなければならないと、違反だということをお願いしたわけですから、それが、内容が、それによって、どんな法的な責任なり、そういうものが、加わるのか、法的な責任になるのかということ、別の問題です。

これは、やはり、そうした全般にわたって、こうした研究をされている一環でありますから、既に、もう公表されたり、今既に植えている、また、実際に、ある程度の結果が出ているものであっても、まだ、最終的な結果が出ていない中で発表はしないでくださいということを、公表はしないでくださいということを、研究者としては言われる。これは、当然のことだと思いますので、そういう意味でのコンプライアンスについて、指摘をしたところでもあります。

議長（千種和英君） 続いて、先ほどの1年更新に関する答弁でよろしいですか。

10 番（廣利一志君） はい。はい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） その1年の契約に関しましては、町長の答弁でございましたとおり、実証実験でございます。全く、先が分からない中で、変更も、もちろんありきなんですけれども、そういった意味で、毎年、協定の内容について見直そうというところから、期限を1年とさせていただいたということと、もちろん、例え、早生樹であっても、10年前後は収穫までにかかるのは、周知の事実ではございますが、そもそも NEDO 事業自体の事業期間が10年もございません。当初、3年間で、長くても5年間という中で、要は、収穫までを、実証実験の中で確認できないということになりますので、その事業期間の満了後は、別途、分収造林契約なりを締結していく必要があるのかなというふうに考えておる

中での、毎年の更新。

おそらくは、そのまま自動更新になろうかとは思いますが、期間は1年というふうにさせていただきます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 我々議員に配られた資料が、議員全員に配られた資料があります。その中で、その JIA が事業収支の計画を出しているものがあります。示されたのは、それが、議員全員に配られた資料の中のものが、一番直近のものです。数字が、ここに出ておりました、事業収支計画と、収支計画です。で、2025 年、売上高を1億 6,800 万円。それから、税引き後利益、これが 700 万円が、これ示されているんですけども、それ以降で、例えば、担当課、町当局が JIA からもらっている資料があれば、我々にはもらっていませんから分かりませんが、それが直近のものなんですけれども、2025 年、1 年後ですけれども、これは、見直す必要があるのではないですか。

要するに、この後、ちょっと、実際に、事業の中身を聞いていきますけども、いかがですか。それは。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） すみません。今、議員のおっしゃられている資料が、ちょっと、どういったものか、私、ピンと来ていないので、明確な回答はできないんですけども、そういった事業収支の表を、私のほうからお示しさせていただきましたか。その議会、これ反問権になるから駄目ですか。ごめんなさい。すみません。

それと、2025 年で事業収支で黒字になるっていうお話ですけども、私、今、聞く中で、ちょっと、資料が分からないので、すみませんけれども、私から示した資料に、何か反論するような、変な話ですけども、収益が上がる要素が、どこになるのかなというふうに、今、率直に感じたので、ちょっと、その資料の出どころなり、内容を、ぜひ確認させていただいて、それでお話させていただければというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） これ全協で配られた資料です。去年、配られた資料です。

で、かなりの部数が入っています。

それで、当然、議員全員も持っているはずで、目を通してあります。

ですから、いや、あの、今の状況から見て、これは厳しいと思いますので、変更があるかないかということと、もし、これに変わるものがあるんだしたら、それは示してほしいなということなんです。だから、ないということですね。

はい、分かりました。これは、変わるものがあれば、早く示してほしいなというふうに思います。

それで、育苗ハウスの件について、お聞きをします。

4棟が完成ということによろしいんですかね。

あるいは、温度を上げる機械ですか、何か、そういうものとかがあるということですけども、これは、設置はどこが、3者のうち、どこが設置したのでしょうか。あるいは、費用等があれば、教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） ハウスの建設に関しましては、NEDO事業の中で、JIAさんが建設されたものでございます。

で、今、まだ、完成はしておりません。外観は、ハウス本体は立ったんですけども、今、中のベンチの設備であったり、かん水装置等を調整しておるところでございまして、今月の中旬以降に完成する予定で、今、進めておるところでございます。

事業費につきましては、その都度、いろいろJIAさんのほうからもお聞きしておるところはあるんですけども、ちょっと、正確な数値は、こちらのほうではつかんでおりません。あくまでJIAさんの主体の事業ということでございますので、申し訳ございませんが、金額は不明ということで、ご了承いただきたいというふうに思います。

また、加温機のお話もございましたけれども、加温機も設置して、冬の育苗に対しても対応できるようにということで、準備を進めておられるところでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） そこは、その事業計画を見ると、予定どおりということで、よろしいですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、当初の予定どおりでございます。

もう既に、播種は終わっておりまして、小さな芽がたくさん出ておりますので、ハウス完成後に、ハウスにポット苗として移植して、育苗を進めていく予定でございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） これ、今年、5月17日の日本農業新聞の記事なんですけれども、町のユーカリ事業について、記事があります。それで、取材に応じられた方が、所有者が分からない前に町有化し、健全な森林として経営管理したいと、そういう、当然、これは、

ユーカリ植栽について、懸念を示すものも、森林再生のことについては、誰も反対はしないというふうに思うんですけれども、まあ、今、そのユーカリを使って、その森林再生という形をする中で、この、今のこの記事にあるようなことは、今もこれは、事業収支計画だとか、まだまだ、これから修正も、私が思うに必要だというふうに思うんですけれども、これは、今も、そのお気持ちに変わりがないんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、おそらく、その農業新聞の記事は町有林化に関するもので、ユーカリとかの、その早生樹施業に関するものではなかったと思います。

実際、私も取材に立会いさせていただいた経緯もございます。

事業計画自体、もちろん、その都度、見直しは必要だというふうに考えておりますし、今時点で、早生樹の用材としての出口というものは、これと決められたものはございません。もちろん、バイオマスの燃料としては有力であるというふうに考えておりますけれども、一方で、今、広葉樹のパルプは非常に不足しておる。パルプを海外から輸入しておるという現状が非常に多い中で、やはり国産の広葉樹の需要というものも一定程度見込まれますので、出口を模索しているところも含めて、もちろん、都度都度、事業計画は変化していくものだというふうに考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 再度、先ほどの事業収支計画が、直近のものだとすると、ちょっと、これ修正が必要だというふうに思いますし、もし、手元にあるのなら、また、お示しもしていただきたいなというふうに思います。

それで、町長が、その答弁の中で言われましたように、3月の議会で科学的な反論云々という話、で、私は、やっぱり公人としての役割を果たしていないということを言われました。

私は、先ほどの質問の中でも、少し答えましたように、役場の施設を自由に使えるわけではないし、周知の方法も限られています。その中で、私は、先ほども、少し触れましたように、専門家と言われる学者の方も含めて、4月、5月と2回連続で勉強会を開催し、6月も29日に、また、開催し、7月以降も、多分、継続してやっていくつもりです。

だから、実際に、7月、今、予定しているのは、そういう海外の、それこそ、何か、YouTubeの映像だけを使ってというふうに話をされますけれども、現場におられた方の話を生で聞けるということなので、ぜひそれは、賛成反対かかわらず、ご参加もいただければなど。

それは、私は、公人としての役割を、私なりに果たしていく、果たしていつているつもりです。

まあ、足りないと言われたら、また、直していきたいというふうに思いますけれども、先ほど、私が触れた資料等については、あるいは、東京農工大の先生に確認したのは、どなたに確認したということも含めて、この後、また、お答えもしていきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（千種和英君） 廣利一志議員の発言は終わりました。  
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後3時40分とします。

午後03時25分 休憩

午後03時40分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。  
引き続き、一般質問を行います。先ほどの大村議員の一般質問の答弁につきまして、税務課長から訂正の申出がありますので、許可いたします。福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） 先ほどの大村議員さんからの質問で、地番図データの作成時期、それから、更新の状況ということでご質問がありまして、回答したわけなんですけども、私、ちょっと、休憩時間に下に下りて確認しましたところ、新しい、データに更新がされておりました。確認したところ、今現在のデータは、令和6年1月1日現在のデータとなっております。

それで、あと更新の時期につきましては、1月から12月までに変更のあった分を取りまとめまして、1月1日でデータをつくります。ただ、ホームページに上げて公開する時期につきましては、大体、今ぐらいの時期になるということで、今現在、最新のものにつきましては、先週末にしておりましたということで、訂正をさせていただきます。すみませんでした。よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 引き続き、一般質問を行います。  
7番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉雅善議員。

〔7番 児玉雅善君 登壇〕

7番（児玉雅善君） 7番議席、日本共産党の児玉雅善です。

今回、私は、2点の問題について、質問させていただきます。

まず、この場では食の安全と有機農業、無農薬農業の推進という項目で質問させていただきます。

「食べ物」とは、人間と自然との関係によるもので、土とそこにいる微生物、太陽そして水が生物を育み、それを人間がいただくというのが本来のあり方だと思います。しかし、近年、それを断ち切った形でつくられる食べ物が増えてきています。

遺伝子組み換え食品であるとか、ゲノム編集食品、また、フードテックという代替え肉や、培養肉など、大学発のベンチャー企業が開発の中心となり、大企業が後押しした食品が次々と出てきています。

また、大企業優先の施策として、食品表示が変更され、訳の分からない表示になってきています。

2015年に食品表示法が改正され、輸入作物を国産のように錯覚させる国内製造という表

示が増えています。遺伝子組み換え表示では、遺伝子組み換え原材料が0%混入以外のものは遺伝子組み換えでないとか、遺伝子組み換え不使用などと表示できないようになりました。

食品添加物表示においては、無添加、不使用等の表示が禁止されました。そのため、添加物を使わずに取り組んできた中小零細企業のこだわり食品と大企業の量産品との区別がつかなくなってきました。

品種の改良では、掛け合わせによる従来の方法以外に、遺伝子組み換え、ゲノム編集という方法が多くなってきています。遺伝子組み換えとは、ウイルスやバクテリアを用いて、他の生物の遺伝子を導入して行う品種改良で、ゲノム編集は、特定の遺伝子を壊し、秩序やバランスを壊すということで、品種を改良するそうです。

これらの食品の何が問題かという、栽培しているときに花粉が飛散し、遺伝子汚染が起きたり、動物の場合は野生化して繁殖し生体系に大きな影響をもたらすおそれがあること。また、食経験がない食品であるため、食べた際に安全性に問題が生じる懸念があります。さらに、遺伝子組み換え作物を開発してきたのが多国籍農薬企業で、農薬を大量に使用させるのが目的で開発された作物が中心であるため、残留農薬が食の安全を脅かしています。

農薬も問題になっています。殺虫剤は虫を殺し、除草剤は草を殺し、殺菌剤は微生物を殺します。そういう意味で農薬は命を奪う毒物です。

除草剤は、私も庭に撒いていますが、この主成分はグリホサートという物質です。これは非ホジキンリンパ腫というがんを引き起こします。米軍がベトナム戦争の際に大量に使い、ベトナム人やドクちゃんのような障がいをもたらす枯葉剤が元々の除草剤です。グリホサートは、全ての植物を枯らす除草剤です。それに耐性を持った植物は枯れません。そこで遺伝子組み換えて開発されたのが除草剤耐性作物です。特に問題なのは小麦です。パンに使われる小麦粉は春に種をまいて秋に収穫する春小麦を使用するそうですが、除草剤を大量に使いグリホサートの残留値が最も多いそうです。

一時のころに比べると、虫も増えては来ているように思いますが、昔に比べると、まだまだ少ないです。

また、鮎を含め川の魚も少なくなり、スズメなどの姿を見ることも少なくなってきました。豊かだった佐用の生態系が壊れているように感じています。

上郡では、ここ数年コウノトリが住み着き、有機農業の推進を千種川水系全体で取り組もうと活動を始めています。佐用でも、有機農業、無農薬・低農薬農業を進めて、豊かな生態系を復活させるよう取り組みを強めるべきではないでしょうか。そこでお伺いします。

1、現在、有機農業、無農薬・低農薬栽培に取り組んでいる農家はどのくらいありますか。

2、有機農業や無農薬・低農薬栽培への補助、助成制度はどうなっていますか。

3、有機農業・無農薬・低農薬農業を推進し、それを佐用ブランドとして定着させるべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

4、学校給食の地産地消の現状はどうなっていますか。

5、給食の食材は、可能な限り有機農業、無農薬・低農薬で生産されたものを使うべきだと思いますが、現状はどうなっているのでしょうか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

再質問は、所定の席でさせていただきます。

議長（千種和英君）

庵途町長。

町長（庵途典章君） それでは、今回の一般質問、最後であります児玉議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、食の安全と有機農業、無農薬農業の推進についてということで、お答えをさせていただきます。

まず、議員のご発言に、有機農業、無農薬・低農薬農業を進めて豊かな生態系を復活させるよう取組を強めるべきということがございましたが、児玉議員にも、改めて、正確にご理解をいただいているものと思いますけれども、有機農業と無農薬、低農薬農業、それぞれ、全く異なる農法でございます。

有機農業は、有機農業推進法において、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法」と定められております。

無農薬とは、農薬を一切使用しない農法でございますが、有機農業と同じ意味合いでございます。ただし、無農薬としながらも、近隣から飛散する農薬が付着し、農産物から農薬が検出される場合が多くあるほか、農産物への虫の混入や食害痕があるため、消費者が購入回避を行う実情や、等級低下により価格の低下などの弊害が多く、非常に難しい農法となっております。

低農薬とは、一般的には、慣行レベルで使用する農薬や化学肥料の窒素分量が 50%以下で栽培されたものに称されております。

なお、現在、国内で一般的に化学肥料や農薬を使った在来の農法のことを慣行栽培といいますが、議員のご発言では、慣行栽培が環境や人体に悪影響を及ぼすというふうに言われているというふうを受け止めました。慣行栽培で使用されている農薬や化学肥料は、農薬取締法において、農林水産省が認可したものしか流通はしておりませんし、生産された農産物は、食品衛生法で農薬の残留量の基準が定められ、基準を超える残留農薬が確認されれば、流通や販売が禁止されておりますので、消費者の皆様には、今、国内で流通している食品、特に、国内で栽培された食品については、ご安心いただければというふうに思います。

また、農産物への表示に関しましては、無農薬や減農薬など、曖昧な表現は平成 16 年に禁止され、現在は特別栽培農産物という表記に統一されております。

以上を踏まえて、1 点目のご質問でございますが、現在、有機農業、無農薬・低農薬栽培に取り組んでいる農家はどれくらいあるかについて、お答えをさせていただきます。有機農業、無農薬栽培、低農薬栽培につきましては、先ほど申し上げましたとおり、明確な基準がございませんので、今回の答弁につきましては、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的な発展と環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者団体等に対する国庫補助事業であります環境保全型農業直接支払交付金事業の実績に基づいてお答えをさせていただきます。

令和 5 年度に有機農業に取り組んでいる農業者団体は 1 団体。化学肥料・化学合成農薬を 5 割以上低減する取組とヘアリーベッチなど緑肥作付けの組み合わせに取り組んでいる農業者団体は 1 団体、1 法人です。取組面積は有機農業が 701 アール、化学肥料・化学合成農薬を 5 割以上低減する取組と緑肥作付けの組み合わせが 4,279 アール、合計で面積は 4,980 アールの取組となっております。

次に、2 点目の有機農業や無農薬・低農薬栽培への補助、助成制度はどうなっているかということでございますが、本町では、先ほど申し上げました環境保全型農業直接支払交付金事業を実施している農業者団体に対して交付金を交付いたしております。

具体的には、有機栽培については、10アール当たり、1反当たりですね、1万2,000円。化学肥料・化学農薬の5割低減と合わせて緑肥作付けの取組については、10アール当たり6,000円の助成を行っております。また、令和4年度と5年度には、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、堆肥等有機肥料購入費の半額助成を行う佐用町農業者肥料価格高騰対策事業を実施いたしました。これによって、有機栽培の啓発に努めたところであります。

次に、3点目の有機農業・無農薬・低農薬農業を推進し、それを佐用ブランドとして定着させるべきではないかということにつきまして、農林水産省では、長期的な観点で調達から消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷低減のイノベーションを推進し、持続可能な食料システムを構築するため「みどりの食料システム戦略」が策定されました。本町では、この戦略に基づき、事業を実施するとともに、環境負荷低減事業の取組拡大を推進してまいります。

しかし、昨年においては、甚大なカメムシ被害が発生し、本年においても、既に県下全域に注意報が発令されております。近年の気候変動の影響により、越冬する病害虫が相当増加しているとのことでありますので、無農薬に取り組んでおられる農家さんたちは、本当に苦慮されていることと思います。本年においてもすでに、カメムシ被害で桃が全滅したとの報告もございました。農産物が収穫できてこそ有機農法でありますので、農業者の経営の安定化のため、県の農業改良普及センターやJAなど専門機関の営農指導をお願いしているところでございます。

なお、当該農産物のブランド化については、既存の佐用風土へ登録し、ブランドの付加価値を高め、ほかの特産品と併せてPRすることは可能であります。実際に取り組んでいただける農業者がおられてこそ取組でありますので、これらの農法による農産物が出荷される環境になった時点で、それぞれ対応してまいります。

次に、4点目の学校給食の地産地消の現状についてであります。町の学校給食では、以前より町内産のものを優先的に使用しながら、県産、国産のものを取り入れた地産地消の給食を提供しております。

平成27年度からは、さらに町内で生産・加工されたものを積極的に活用するため、地産・地消質的向上推進費として、1食当たりの材料費に対して60円を補助し、その消費拡大と給食の質的向上を図っているところであります。

現在、学校給食センターへ納入していただいている町内の農産物生産者については、ひまわり市、元気工房さよう、やさいの会、佐用農業生産組合、さよひめ営農の5団体に登録いただいております。主な地元野菜として、玉ねぎやキャベツ、もち大豆、とうもろこしやジャンボピーマンなど、季節ごとに収穫できる新鮮なものを取り入れております。また、お米は100%佐用産を使用し、もち大豆みそや、ひまわりドレッシングなど町内で製造される加工品も活用して、年間を通じて地元の食材を使用しているところでございます。

佐用町の学校給食における地産地消率は、佐用産の米を含めて、令和3年度が49%、令和4年度46%、令和5年度が48%となっており、給食の食材のほぼ半分は、町内産を使用している現状であります。このことは、農家の皆様のご協力なくしては、実現できませんので、引き続きのご協力をお願いするとともに、給食だよりなどを通じて、お子さんや保護者のみなさんに、お知らせさせていただいているところでございます。

最後に5点目の給食の食材は、可能な限り有機農業、無農薬・低農薬で生産されたものを使うべきであると思うが、現状はどうなっているかについて、お答えをさせていただきます。

本町の学校給食センターでは、食品の安全性を確保するため低農薬の地元野菜を中心に使用しており、定期的に残留農薬検査やDNA鑑定等も実施しております。

学校給食用の野菜等納入生産者については、農薬・肥料の低減技術等、安全・安心な農

作物の生産に取り組んでいただくために、農薬の適正使用等について、県が実施する研修会や給食センターが実施する研修会を受講していただいております、登録時から食材の安全性を確保しております。

一方、低農薬栽培であるがゆえに、慣行栽培に比べ、当然、給食に虫などの異物混入の危険性が高まってまいります。検品時において、十分な検査体制をとっているところではございますが、引き続き、細心の注意を払い十分な検査体制を維持してまいりたいと思います。

今後も、地元野菜等の使用に努め、農林振興課と教育課とが連携して地元産食材の拡充を図り、子供たちの健全な発育のために安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めてまいりたいと思います。

以上、この場でのご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

あのですね、昨今、子供さん、大人もそうなんですけれども、アレルギーを持つ方が、すごく増えているように聞いています。この要因としては、いろいろあるかとは思いますが、やはり、そういった農薬であるとか、それから、いろんな食品の要素もあるかということが言われています。そういった意味でも、できるだけ安全な食品を給食においては取り入れていただきたいと、そう思います。

そして、やはり何て言うんですかね、アレルギーもそうですけれども、いろんな農薬等の薬剤、有害物質ですね、これは、なかなか、すぐに障がいか、そういった反応が出るものばかりではなくて、体外に排出されておったものが、排出されずに、だんだん、だんだん体の中に蓄積されて、その結果、いろんな病気になる。いろんな障がいが出るというケースがあるかと思えます。

そういった意味では、今、とりあえず大丈夫やからいう、国なり、何なりの出たとしても、それは完全に安心だとは言えないわけで、新しく出ているゲノム編集食品であるとか、そういったものを、国の安全性というものは、一応、安全とは言われているけれども、本当に安全かどうか、この答えは、まだ、出ていないのではないかと思います。

そういった意味でも、できるだけ、そういった食品は、完全にどけることは、本当に無理なんですけれども、言うのは、ゲノム編集食品であるとか、そういったものを、海外から輸入されているものが多いんですね。例えば、大豆であるとか、トウモロコシ、それから、綿、ワタ、菜種、この4作物が遺伝子組み換え食品として輸入されていますけれども、これらの食品、そのものでじゃなしに、いろんな加工食品として、しょうゆであるとか、そういった糖分であるとか、そういった加工食品として使われています。

だから、こういったものを絶対に、完全に排除するということが、実質上無理なんですけれども、できる限り、そういったものは使わないようにしていただくようお願いしたいと思います。

大事な子供さんが、食べるものですから、極力、安全なもので精一杯努力していただきたいと思います。これを強く要望させていただきます。

そして、農薬、特に、除草剤、これも、この商品名で言うたら具合悪いと思いますので、あれですけれども、非常に怖い、発がん性物質等も入っているそうなので、非常に怖い（聴取不能）です。

これは、日本では農地にまかれることは、ほとんどないようで、例えば、グラウンドであるとか、それからゴルフ場であるとか、そういったもので、そこで主に使われているようなんですけれども、この種類、私も庭で、ちょっと、まいたりもしているんですけれども、これらの商品も、本当に怖い商品なので、使う場合には、慎重に使っていただけるように、教育言うんですか、広報ですか、そういったものをしていくべきじゃないかと思えます。

そういった点に関して、見解ありましたら、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） やはり、今の農業の中で、どうしても品質、見栄え、農作物が流通していく上で、そういうものが非常に逆に消費者側からも、ある意味では求められると、だから、農業が1つの事業として、農業者が何とか農産物の生産によって、それで販売をする。生活をするという。そういう上で、どうしても、確かに農薬や化学肥料というのは、ある意味では、よくないということは、みんな分かっている中でも、使わざるを得ないとか、だから、逆に完全に安全とは言えなくても、国も国際的にも、そうした基準を設けて、そういう中で努力をしているというのが現状だというふうに思えます。

特に、やはり、枯葉剤とか、枯葉剤は、今、除草剤ですね、児玉議員も使われているということで、私は、自分では一切使ったことありません。あれは、ああいうものが、やっぱり、非常に環境に悪いということは、分かるわけです。ただ、やはり、日本の気候として、これだけ梅雨になってくれば、もっとですけれども、どんどん雑草が生えます。それを、その草を1つ1つ取ったり、草を刈る、草刈りというのは、本当に重労働、大変な仕事です。こういうことが、これから、ますます、なかなかできなくなってくる中で、本当に、最終的には、やっぱり商品としてあれば、少しでも皆さん、そういうものを使って、何とか、きれいに庭をしておきたいとか、草取りを、重労働するの嫌だからという気持ちは分かりますけれども、一人一人が、そういうものが非常に環境を破壊しているんだと、環境に悪いということ、このことが、やっぱり、みんな認識をした上で、そういうものを、できるだけ使わないで、努力をするということ、こういうことに努めなければならないと思えますので、児玉議員も、もう使わないでください。私も使いませんので。はい。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 確かにね、私も、私は、農業はやっていないので、使っているのは庭の草に往生して、去年、1回使ったことがあるんですけれども、本当に、効き目はすごい、ということは、それは毒性性は強いということで、本当に、私自身も、今後は、本当に使わないようにしたいと思います。

今後とも、いろんな、そういった薬品、次々、出てくると思うんですけれども、使う時は、お互いに慎重にやっていかないと大変なことになるのではないかと思います。

この件に関しては、これで終わらせていただきまして、次の問題に入りたいと思います。

次は、道の駅、宿場町ひらふくの、今後の運営はということで、質問させていただきます。

道の駅、宿場町ひらふくは、平福地区の住民が1株5万円の出資をして、株式会社道の駅平福を設立、平成11年7月に開業以来25年間、株主の中から社長、取締役、監査役等を選出し、駅長、従業員とともに運営してきましたが、鳥取自動車道の開通、新型コロナウイルスの感染拡大、地域住民の高齢化などのため、赤字がかさみ、近年は町からの助成がなければ運営が難しい状態となっていました。

そして、今回、1株5万円で持ち株を買い取り、出資金を返還されました。そこでお伺いします。

1、かなりの額の出金となりますが、この株主、何人の方に、この返還されたのか。その資金繰りなどはどうされたのか。また、金額等分かれば、お願いします。

2番、監査役の2人を除き、現役員は全員が退任されます。今後の経営体制、どうなるのか。

3、経営の主体となるのはどこになるのか。株式会社道の駅宿場町平福、この新たな株主は、住民に返した分の、新たな株主は見つかったのか。お伺いします。

4、現在、働いているスタッフの皆さんの処遇は変わらないのか。

5番、産直に出荷されている皆さんへの対応はどうなるのか。

6、今後、より一層町の支援が必要になるのではと思いますが、経営立て直しに必要な方策、また、今後の方針等を、あればお聞かせいただきたいと思います。

そして、7番に、予定されている駐車場設置工事の進展はどうなっているのか。現状と見通しを聞かせてください。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平福、道の駅の今後の運営についてのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、株式会社道の駅平福は、町と地域住民などの出資による第三セクター方式により平成11年7月に設立されたところであります。

後ほど、この株式、第三セクターの株の持分については、答弁させていただきたいと思いますけれども、平福地域の住民の方だけではなくて、当然、町が3分の1、それからJAさん等も、この株主になっていただいて、ただ、設立以来、代表取締役については、各地域の役員の皆さん方から選出された株主が務めていただいて、その中には、町も出資しておりますので、町も、その役員に入って、町と調整をしながら、これまで運営に取り組んできていただいたところであります。

ただ、これまでの経過であります、やはり鳥取道全線開通、これが非常に大きな影響がございました。この鳥取道が全線開通した後、経営は黒字から赤字決算になり、経営改善等を図り赤字からの脱却に努めてきたところでありますけれども、なかなか、やっぱり、この黒字化ということが、非常に困難な中で、そこに新型コロナウイルス感染症の影響によって大きな打撃を受けたところであります。

町も三セクの一角として、責任として、そうした運営について、議会の皆さん方にも、いろいろと説明、協議をさせていただいて、支援をしながら、これまで運営が続けられてきております。

健全運営のために、経営支援ということについて、令和5年6月から10か月間、経営改善を図るための経営アドバイザーも派遣をし、運営面等の見直しも進めてまいったわけです。ただ、客足が、なかなか、やっぱり施設の規模にもありますけれども、伸びず、

昨今の物価高騰により、さらに厳しい経営状況になってきたことで、現体制での事業の継続が、今の現在の役員の皆さん方から見て、非常に困難であるというふうに考えられ、苦渋の決断をされて、今後の体制について、町のほうで、検討してほしいという相談を、今、受けているところでもあります。

それでは、ご質問に、それぞれ、お答えさせていただきますが、1点目のご質問の株の買取りに対してであります。かなりの額の出金となるが、資金繰等については、大丈夫ですかということではありますが、平福、道の駅の株の発行につきましては、全部で220株、5万円、1,100万円の出資で設立をしております、そのうち、町が3分の1の74株、JAが10株、商工会が4株、そのほかは個人出資者132株、これは金額にして出資額660万円を出資されて設立をしたわけでもあります。

今回の株の買取りにつきましては、そうした中で、いわゆる一般株主の株、ほとんどが平福地域内の方々が出資をされたという形になっておりまして、現在、平福から転出されて、平福には住んでおられない方もいらっしゃいます。そうした一般株主の株、132株の買取りを進められており、5月末現在、132株のうち約98%の買取りが終了をしているというふうに報告を受けております。

買取りの資金につきましては、会社の設立当時に出資を受けた資金を、それは積み立ててと言いますか、保留しておりますので、留保しておりますので、その資金でもって、対応させていただいております。

次に、2点目の監査役の2人を除き、現役員は全員が退任をされたが、今後の経営体制はどうなるのか。今、児玉議員は、全員が退任されたというふうに言われましたか。まだ、当然、退任はされておられません。今、退任されては困ります。今の役員の皆さん方、皆さんが、これ以上、なかなか自分たちで、この経営について、責任を持つての経営は難しいということは申されておられて、何とか、新しい体制で、この道の駅の運営を考えていただきたいという、先ほど、申しましたように、町のほうにも申入れがあって、町としても、今後、どういう経営体制がつくれるのかということ、今、考えているわけで、それまでは、現役員の皆さん、社長を含めて、何とか、この一時休止して、施設を休止するわけにはいきませんので、道の駅を運営をしながら、移行していくという考えでありますから、何とか、頑張っていたきたいということで、今、それぞれ引き続いて、役員として、就任いただいております、今度の任期は、この6月の総会までということになっておりますけれども、そこでの、また、任期の延長という形は、お願いをしているところでもあります。

まあ、そうした中で、現在も、当然、現役員、監査役を含めた皆さん方が、何とか責任を持って対応をしていただかなければならないということで、お願いをしているところでありまして、ただ、今後の運営体制については、町において、今、先ほど、申しましたように、検討している最中であり、新たな経営体制を決定するまでは、これから、なかなか、すぐに、これを、そういう体制をつくるということ、手続きもありますし、それまでに、いろんな検討もしなきゃいけません。現在の道の駅、そのままの形で、今後も運営が続けていけるのかどうか。改善点について、また、施設も非常に老朽化もしている部分もありますので、そうした部分の改修、そういうことについても、やはり一体的に考えなければならない、そういうふうに思っております。

で、3点目の経営の主体はどうなるのですかということですが、これにつきましては、まだ、未定であり、今、検討中だということでもあります。

ただ、この道の駅というのは、町内に1つしか、これは、国交省の国のほうから名前がもらえません。認定されません。そういう意味で、平福の道の駅というのは、佐用町の観光の拠点施設だということになるわけでありまして、今後とも、地域に根差した運営を図

っていただくためにも、町内業者、これを運営していただける町内業者を対象に、手続き的には公募という形も取りたいと思いますし、プロポーザルによる選択肢も念頭に置きながら、今、検討をさせていただいているところであります。

次に、4点目の現在働いているスタッフの皆さんの処遇についてであります。これは、現在、働いている職員の皆さん方についても、当然、この施設は継続して、この道の駅として運営を目指しているわけでありまして、そうした職員の方が、これまでどおり、これまで以上に職員として働いていただくことによって、継続ができるわけでありまして。

ただ、赤字を脱却するというのも、当然、これ1つ目指さなければならない経営方針でありますから、経営改善計画等により、雇用条件とか働き方について、これは、当然、適正な労働条件のもと、新たな経営者が決まっていけば、その中の方針に基づき、また、決定をされるものだというふうに考えておりますけれども、基本的に雇用は継続されるというものであります。

次に、5点目の産直に出荷されている皆さんへの対応について、このことについても、同様であります。農産物等の直売につきましても、皆さん、生産したものを、できるだけ、そうして、直売所という形で道の駅にも出荷いただき、それが、消費者に対して、消費者の皆さんの、道の駅に来ていただける、1つの大きなツールにもなっているわけでありまして、それを、さらに、この生産者、農産物の生産者の皆さんにも、新しい経営の体制の中でも、それは、しっかりと、それを組み入れて、ご協力をいただきたいというふうに考えております。

次に、6点目の今後より一層、町の支援が必要になるのではということ、経営立て直しに必要な方策・方針を聞かせくださいと、今、児玉議員も、地元、平福の皆さんから、いろいろとご相談もあつたり、話も聞かれていることと思っておりますけれども、全て町が、これが責任を持って、一方的に町が決めていくということではなくて、やはり地域の皆さんも、これまでどおり、いろんな面では、これ当然、協力をいただかなければなりません。それが、どういう形で、今後の新しい経営の中で、ご協力をいただく形をつくっていくかというのは、これからの課題なんですけれども、やはり、そういう面で、町としても、これまでも、ある意味では、非常に大きな役割というのは、当然、町としての責任を果たしてきたつもりでありますので、それについては、何ら、変わりがないというふうに申し上げておきたいと思っております。

それと、先ほども、ちょっと申し上げましたが、この施設も平成11年にオープンから25年が経過しております。これまでも、小規模な施設の改修等、また、レストランなんかの、その時に応じた形で、中の改造等も行ってはきましたけれども、やはり、どうしても、老朽化も進み、当時と違って、社会状況も変わっております。特に、レストラン内の、このトイレや、また、厨房機器、空調設備、こういうものも非常に時代に合わないものとか、老朽化も進んで、その改修が、これは経営が変わる、変わらないは別にして、施設としての必要な改修時期というのを迎えているということでもあります。

そういう中で、新たな経営に向けて、必要な整備は、一体的に、そういう中でも早い段階で取り組みたいと考えておりますので、施設そのものは、町の施設でありますので、そういう面での改修事業、工事等、リニューアルについては、町が、やっぱり負担をしていかなければ、責任を持って行かなければならないのではないかなというふうに、当然、思っております。

佐用町ならではの食・文化・風土を生かしながら運営を図れるよう新たな事業者に対しても、当然、軌道に乗せていただくためにも、引き続いて、どういう形になるか分かりませんが、町としても、当然、支援をかかわっていく、支援をしていくということには変わりがないので、そのことは申し上げておきたいと思っております。

次に、7点目の予定されている駐車場設置工事の進展、これは、また、これまでの、いろいろと事業計画については、説明をさせていただいた中で、道の駅の運営においての、これは支援にもなるということになりますし、もう1つは、平福の全体の観光とかにも資する駐車場という形を考えての計画であります。

もう児玉議員も、地域の中で、大体のことは把握していただいているのではないかとと思うんですけども、その現状について、改めて、今、報告をさせていただきますけれども、用地の買収について、地権者それぞれの基本的な了解は、当然、ご理解いただいているわけですけども、事業を行う上で、事業認定というものを受けなければなりません。これは、土地収用法に基づく事業認定、これが、やっぱり売却いただく地権者にとっては、また、町にとっても、お話の上で、やっぱり収用法に基づいて、税の免除が受けれるということが、非常に大きな交渉の内容に、同意いただく上での手続きでありますので、このことについて、ずっと担当課のほうで手続きしてきているんですけども、なかなか、1つは、離れているということがあるんですね。道を隔てて、ちょっと、隣接して一体的なものであれば、道の駅の施設という形で、本当に、これは国が認可を受けた県の道路等の用地と同じように、道路という形に見えていただけるんですけども、今回の場合は、別個に離れた土地での駐車場ということになりますので、全く、そのへんが、駐車場として、本当に、この台数が必要なのかとか、ここに、これがそういうふうな認定を受けるだけの条件を備えているのかという、こういう審査が非常に厳しく言われまして、何度も何度も担当者のほうも、県に書類を出し、また、それを持ち帰って、新たな書類をつけ加えて、手続きに手間取ってしまっておりました。

そういう中で、私も県の用地課というところが担当しているんですけども、用地課に2回、直接行って、課長や、また、その上の方にも実情、状況というのを、しっかりとお願いをして、ようやく、その認定を受けれるような状態になりました。

それには、5月22日に申請内容について、内容を内諾と言いますか、用地課での課長決裁を受けて、5月29日に新聞記事で広告を出して、事業認定申請に必要な駐車場整備に係る事業説明会というのをしなければならぬということで、来ていただけるかどうかは別にして、6月7日に行ったところであります。

そういう一つ一つの手続きを踏んだ上で、今後につきましては、事業説明会開催の実績を、特に、問題はなかったと聞いておりますけれども、正式に事業認定申請を行います。

これも、やはり申請してから2か月ぐらいかかりますので、それが許可が出てから、正式に用地買収、地権者との用地買収契約を結ぶという段取りになりますので、私が描いていた、今年度、すぐに着工できる、しようというぐらいな気持ちでやっていたんですけども、年内の工事発注、だから年度内に全てが完了するというのは、ちょっと難しいかなというような感じであります。

ただ、これからは、計画的に粛々と、この事業は進めてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きのご協力を、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

あそこ、道の駅ひらふく、これは県のあれだと思うんですけども、レンタサイクルが置いてあるんですけども、このレンタサイクル利用している方、ほとんど見かけたことが

ないんですけれども、利用の実績はどのぐらいあるのか。また、観光客等への広報とか宣伝とか、こういったのをされているのか。また、どうされているのか、もう少し利用客があってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、そこらへんの実態はどうなのか、分かりましたら、お願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

サイクルステーションなんですけれども、議員が言われていますように、実際のところ、利用者というのは、かなり少ないかなというふうなことを感じております。

実態の数値というのは、数値的な把握はできておりませんが、ただ、町のほうに置きましても、サイクルイベントを実施したりとか、そういった形でサイクルマップをつくって、サイクルステーションがあるとか、そういった広報をしていただいておりますけれども、季節のいい時期には、自転車のサイクリストが平福の道の駅まで寄ったり、例えば、また、江川方面のほうに走っていると、そういった姿は多く見受けられますので、さらに、そういった、（聴取不能）の利用についても、広報等進めて、サイクルの事業についても広めていきたいなというふうな考えではあります。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

やっぱり、せっかくあるものやから、できるだけ利用していただいて、平福の町の中も、歩くと結構、隅から隅まで行こうかと思ったら、ちょっと、時間がかかりますのでね、自転車があれば、その点、楽なので、もっともっと利用していただけるように、方策のほうも考えていただきたいなと思います。

それと、先ほども、町長の答弁ありましたように、観光駐車場、ようやくですけれども、動き出したという感じで、ここまで長い時間かかって、何度も何度も県との交渉していただいた担当課の方、スタッフの皆さんには、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

それと、この予定地、ここで畑をつくっている方がいらっしゃるんですけれども、この方、名古屋にお住まいなんです、名古屋から農作業が好きで、わざわざ平福に家までつくって、ひと月のうち、一週間から10日ぐらい、わざわざ平福へ帰って行ってつくっていらっしゃるんです。それで、この話が持ち上がった時も、畑の代替地がほしいとおっしゃっていたぐらい農作業が好きな方なんですけれども、それが、この用地買収決まるのが遅かったもので、この3年間ぐらいつくれていないわけですよ。そういった面も含めまして、用地買収に当たっては、丁寧な対応でお願いしたいと思います。そこらへんの気持ちを酌んで交渉していただきたいと思うんですけれども、この件についての見解ありましたらお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

先ほど、議員が言われましたように、最初、当初、代替用地というふうな形で、こちらのほうもお願いされておりました、そのあたりも含めて、当然、検討もしていたわけなんですけれども、その後、なかなか、こちらのほうで田畑をするというのも、なかなか難しいというふうなこともありまして、代替地はいらぬというふうなことで、こちらのほう、返事のほうをいただいております。

当然、土地の用地買収につきましては、当初から、丁寧な形で、金額の提示もさせていただいておりますけれども、前向きな形でお話のほうはさせていただいていると思っております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

この前の説明会にも出させていただきまして、いろいろお話もお伺いして、大体の概要というんですか、分かったんですけども、やっぱり、これから、先ほども、町長、おっしゃっていただきましたように、道の駅と、ちょっと国道挟んでいるものですから、やっぱり心配なのは事故なんですね。あそこの駐車場を出て、道の駅へ行くなり、町の中へ行くにしても、国道を渡るとなると、結構、危ない道路なので、以前から、あそこへ信号を設置、お願い、何度もしているんですけども、今回も、やっぱり検討していただいたら、やっぱり警察のほうから、あそこに設置するのは無理だということをお答えいただいたようなんですけども、やっぱり、それなりに何らかの安全策、本当に、交通事故があったら、何ものりませんので、利用客の安全を第一に契約のほうを進めていただきたいということと、それから、周りの周辺道路ですけども、これも拡幅していただけるということで、その点は、あれなんですけれども、その場でも地元の方から要望が上がっていただきましたように、駐車場を出て、車で、あそこの細い道路を通過して町の中へ出る、細い路地を通過して町の中へ出る車が出るのを、極力避けるなり、避ける方法を取ってほしいということ、要望が出ていたけれども、本当に、道を通るとなると危ないので、何らかの方策を取ってほしいと思います。

また、水路の問題にしても、蓋をするということなんですけれども、これも後々の管理によって、蓋をすると掃除もしにくくなる。コンクリートにするので、土砂はたまりにくいということなんやけども、水害なんか出た場合、土砂がどうしてもたまると思いますので、そういったものの方策等もぬかりのないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こういった面で、いろいろ地元もこれから、実際進んでいくと、いろんな要望が出るかと思うんですけども、地元の要望は、極力聞いていただくようにして進めていただきたいと思ひますが、今後の方針というか、対策ですね、そこらへんの対応、どうなっているのか、よろしくお願ひします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

先ほど、要望というふうな形で、集落内の自動車が入らないようにとか、それから、水路について、このあたりにつきましては、事前に自治会長さんとも協議をさせていただいて、その中で、そういった要望も出てきております。そういったことも対処しながら、今回、こういった図面、それから設計もしておりますので、そういった対応もしております。

さらに、今回、新たに、また、出た課題というか、そういった要望もありますけども、そのあたりは、当然、地元の自治会長さんを含めて協議をさせていただきながら、駐車場のほうを整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（千種和英君） ちょっと、待ってくださいね。

先ほど、大村議員のほうから、本日の会議を早退する旨の届けが提出され、受理しておりますので、報告をしておきます。

すみません、継続でお願いいたします。

児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 現在の予定地なんですけれども、あそこ、今、もう本当に草が生い茂って、酷い状態言うたら怒られるんですけれどもなっています。

以前から、担当の商工観光課の皆さんが、年に何回か草刈りしていただいているんですけれども、これから本格的に夏暑くなると、あの作業も大変になると思います。少しでも、涼しいとまでいかななくても、作業しやすい間に、なるべく早く、草刈りもしていただきたいと思うんですけれども、そこらへんの予定なんか、分かっていたら、お願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

駐車場の整備につきましては、地権者の方に、長らくご迷惑をかけておまして、町の、私ども、また、商工観光課のほうで、草刈りを年2回、昨年もしたわけなんですけれども、今年度につきましても、非常に草が伸びている状況でありまして、一応、明日ですね、草刈りをする予定にしております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

本当に、なるべく早くやっていただきたいなと思います。

あとは、とにかく工事に当たって、事故のないようにね、工事中も、それから完成後も、事故のないことを、まず、第一に考えていただいて進めていただくようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 児玉議員の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

---

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、6月14日から19日まで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

次の本会議は、6月20日、木曜日、午前9時30分より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。御疲れさまでした。

午後04時46分 散会

---